

REPORT 2016

山口県信用組合経営レポート



地域とともに新たな未来を！

山口県信用組合

目

次

■ごあいさつ	1
1 山口県信用組合の歩み	2
2 事業方針	3
3 組織	4
4 総代会の仕組み（役割）	5
5 地域貢献	8
6 地域密着型金融の取組状況	17
7 リスク管理体制、法令等遵守体制	18
8 個人情報保護法について	23
9 キャッシュコーナーでの犯罪防止の取組み	29
10 苦情処理措置・紛争解決措置について	30
11 新しい自己資本比率規制	31
12 役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）	40
13 報酬体系について	40
14 組合員の推移	41
15 営業地区と店舗配置	42
16 営業内容のあらまし	43
17 手数料の一覧	45

【経理・経営内容】

1 貸借対照表	47
2 損益計算書	55
3 剰余金処分計算書	56
4 粗利益	56
5 業務純益	56
6 経費の内訳	56
7 役務取引の状況	56
8 受取利息および支払利息の増減	56
9 主要な経営指標の推移	56
10 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	57
11 先物取引の時価情報	57
12 オフバランス取引の状況	57

13 総資金利鞘等	57
14 総資産利益率	57
15 その他業務利益の内訳	57
16 有価証券、金銭の信託等の取得価格 または契約価格、時価および評価損益	57
17 1店舗当たりの預金および貸出金残高	57
18 職員1人当たりの預金および貸出金残高	57
19 預貸率および預証率	57

【資金調達】

20 預金種目別平均残高	58
21 預金者別預金残高	58
22 財形貯蓄残高	58
23 定期預金の固定・変動金利別残高	58

【資金運用】

24 有価証券種類別平均残高	58
25 有価証券の種類別・残存期間別残高	58
26 貸出金種類別平均残高	59
27 貸出金固定金利・変動金利別残高	59
28 貸出金業種別残高・構成比	59
29 貸出金使途別残高	59
30 消費者ローン・住宅ローン残高	59
31 貸倒引当金の内訳	59
32 貸出金および債務保証見返担保別残高	59
33 貸出金償却額	59
34 リスク管理債権および同債権に対する保全額	60
35 金融再生法開示債権および同債権に対する保全額	60

【その他業務】

36 代理貸付残高の内訳	61
37 内国為替取扱実績	61
38 外国為替取扱高	61
39 外貨建資産残高	61
40 公共債引受額	61
41 公共債窓販実績	61
42 当組合の子会社	61



皆様には、平素より山口県信用組合をお引き立ていただき、厚くお礼申し上げます。

本年もここに、当組合の現況をご報告したディスクロージャー誌「経営レポート2016」（平成27年版）を発刊いたしました。本冊子は皆様方に当組合の経営方針、業務内容、業績などについて、ご理解を深めていただくための資料として作成しており、是非ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

平成27年度 第65期の事業概要につきましては、次の通りご報告申し上げます。

まず平成27年度は、旧小野田信用組合と旧厚狭信用組合が合併し山口県信用組合となつてから15年目の節目を迎え、皆様方に感謝の意を込めて様々な試みに取り組んだ一年でした。

昨年4月1日には、合併15周年記念事業として各営業店で記念行事を実施し、来店されたお客様に平素のご愛顧に心からお礼を申し上げるとともに記念品を進呈いたしました。また、今年2月には、地元事業者の方々にお集まりいただき「合併15周年記念セミナー」を開催しました。今年度から新たににお取引先との勉強会「けんしん経営塾」を開講し、中小事業者の皆さまにお役に立てるようコンサルティング機能を充実させて参ります。

国内経済に目を向けますとアベノミクスの「三本の矢」で漸く景気回復の兆しが見えはじめておりましたが、ここに来て、中国経済の減速懸念、原油相場の下落等により景況に対する不透明感が出てきました。また、為替の円安相場に方向感が失われ輸出関連企業を中心に先行懸念が発生しております。こうした状況を踏まえ、政府は「新三本の矢」として地方創生、企業支援、6次産業の活性化等対策を打ち出し、日本経済の回復を目指しております。他方、金融機関を取り巻く環境は、マイナス金利の導入、郵貯の預入限度額引き上げ、マイナンバー制度による情報の厳格管理等、今後、より一層ガバナンスの強化による体質改善が求められております。

このような環境にありましたが、当組合は組合員の皆様の変わらぬ力強いご支援を受けながら役職員一体となつて、地域密着型金融に鋭意努力して参りました結果、概ね次のような業績をあげることができました。

預金積金の期末残高につきましては、前期比32百万円増加し、26,475百万円（前期比0.12%）となりました。一方、貸出金の期末残高につきましては、事業者向け貸出、個人住宅ローンを積極的に推進したものの、金融機関の低金利競争の影響により前期比202百万円減少の17,886百万円（前期比▲1.11%）となりました。

他方、経営の健全性と財務体質強化のため、貸倒引当金を21百万円積増しましたが、資金の効率的な運用と経費の削減に努め、当期純利益76百万円を計上することができました。

また、地域金融機関として、組合員等のお客様へ引き続き良質な金融サービスを提供していく金融仲介機能強化と資本基盤の充実を図るべく、優先出資を500百万円発行し自己資本を増強しました。これにより金融機関の健全性を示す自己資本比率は、2.66ポイント上昇し11.65%となりました。これは国内基準（4%）を大きく上回る水準となっております。

平成28年度も様々な課題を抱えておりますが、こうした厳しい経営環境を克服し、地域経済の再生や地域社会の活性化への様々な取組を実践するとともに、内部管理態勢の一層の整備と充実をはかり、経営の合理化・効率化を推進し、体質のさらなる健全化に努めて参ります。

何卒、これまで以上に一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年7月

理事長 稲田 匠 美

1 山口県信用組合の歩み

昭和26年12月	山口県知事の認可を得て小野田信用組合として設立 本店・セメント町支店・船木支店の3店舗で営業を開始
昭和30年12月	高千帆支店を開設
昭和32年3月	国民金融公庫代理業務の取扱開始
昭和37年1月	商工組合中央金庫代理業務の取扱開始
昭和39年2月	中小企業金融公庫代理業務の取扱開始
昭和42年6月	高千帆支店新築移転開店
昭和57年12月	西宇部支店新築開設
昭和59年8月	全銀データ通信システム加盟
昭和61年11月	新本店新築開店 (本店移転と同時にセメント町支店を廃止し統合)
昭和62年4月	住宅金融公庫代理業務の取扱開始
昭和63年7月	自営オンラインシステム開通(業務取扱開始)
平成元年12月	本店ATM土曜日稼働開始
平成2年11月	全国キャッシュサービスに加盟
平成7年3月	埴生出張所・ATM開設
平成8年11月	全国信組共同センター(SKC)に加盟
平成12年4月	厚狭信用組合と対等合併し、名称を山口県信用組合に変更。 店舗数は本店・高千帆支店・船木支店・西宇部支店・厚狭支店の5店舗となる。 郵貯とのATM提携サービス開始
平成12年5月	ウエスタまるき中川店出張所・ATM開設
平成12年10月	デビットカードサービス取扱開始
平成15年10月	損害保険の窓口販売業務開始
平成16年5月	セブン銀行とのATM利用提携開始 (セブンイレブンに設置されている同行ATMの利用手数料無料化に参加)
平成17年1月	船木支店新築移転開店
平成18年1月	提携金融機関とのATM相互入金業務と 他行カード振込業務の取扱開始
平成19年5月	第5次SKCオンラインシステム稼働開始
平成24年9月	船木支店を廃止し、高千帆支店と統合
平成25年2月	でんさいネットの取扱開始

2 事業方針

経営理念

当組合は互いの善意と信頼によって結ばれた協同組織金融機関であることを深く認識し、常に新しい価値を創生し、広くこれを提供することによって、組合員の経済的・文化的地位の向上と、地域社会の繁栄に貢献します。

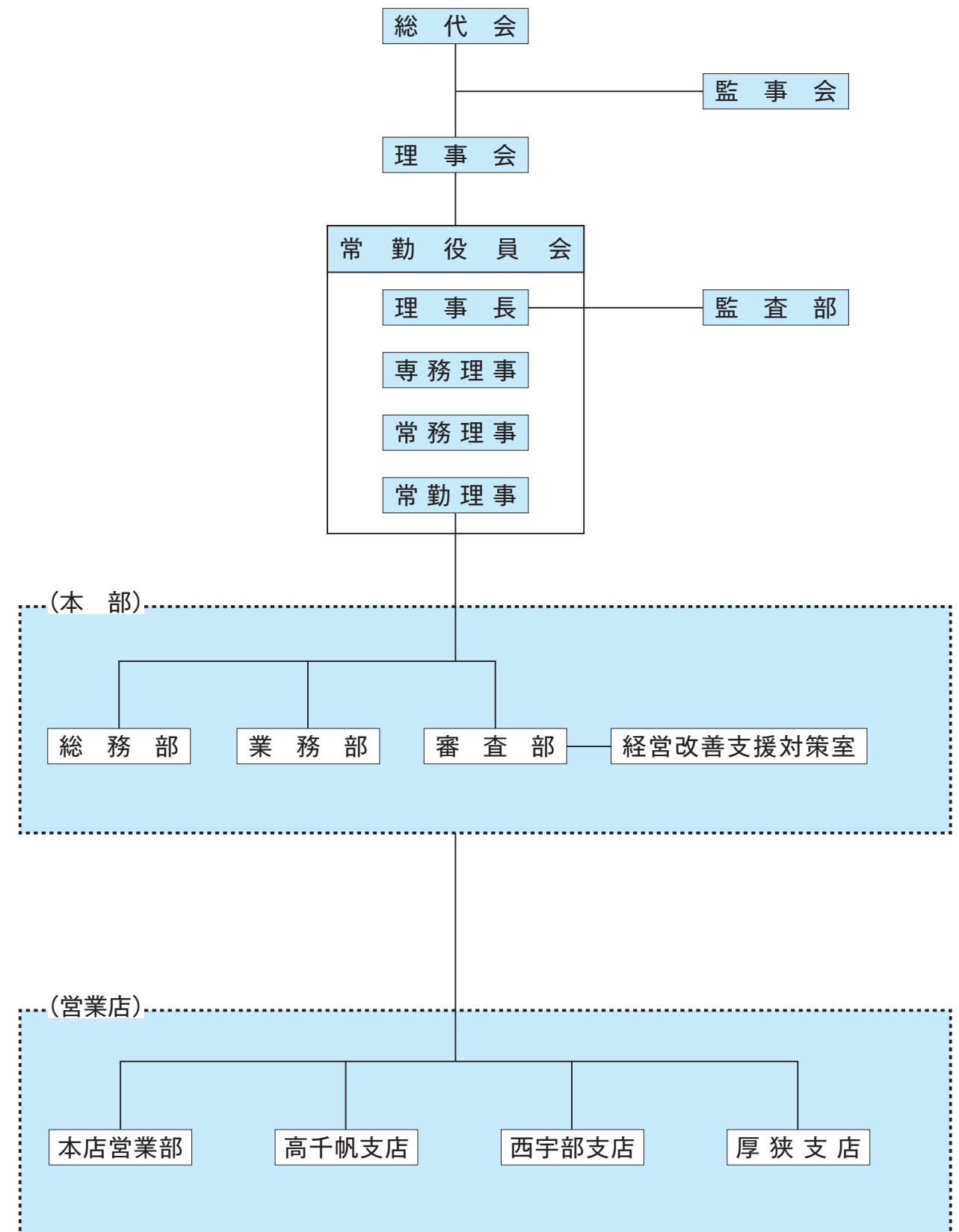
山口県信用組合が理想とする揺るぎない目標は、この地域の住民・中小企業経営者の皆さま方に対し、相互に扶助し合う精神を基本原則として健全で幸せな家庭経済生活、建設的で活発な企業経営活動等を支援し、その伸展を図ってゆくことであります。したがって当組合は皆さま方にとって地域と共に歩む、いちばん身近な「コミュニティバンク」として、親しまれ信頼され、本当にお役に立つことが当組合としても大きな喜びであり、貴重な宝であると考え、着実に節度のある経営姿勢を堅持し、努力してまいります。

経営方針

山口県信用組合は、地域の皆さま方によって設立された中小企業協同組合法に基づく協同組合組織の金融機関です。私たちは、その使命と責任を果たすために経営の健全性を確保し、以下のことを着実に実行してまいります。

1. 当組合は、「お金」のない時代に、仲間同士が「お金」を持ち寄って助け合ったルーツを大切にし、組合員の皆さまの利益をいつまでも第一に考えます。
2. 当組合は、中小零細事業者や住民1人1人の顔がみえるキメ細やかな取引を基本として業務に取り組みます。
3. 当組合は、付き合いの積み重ねが一番大切な信用と考え、フレンドリーな金融機関を目指します。
4. 当組合は、地域社会の一員として、信用組合の持つ経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組みます。

3 組織



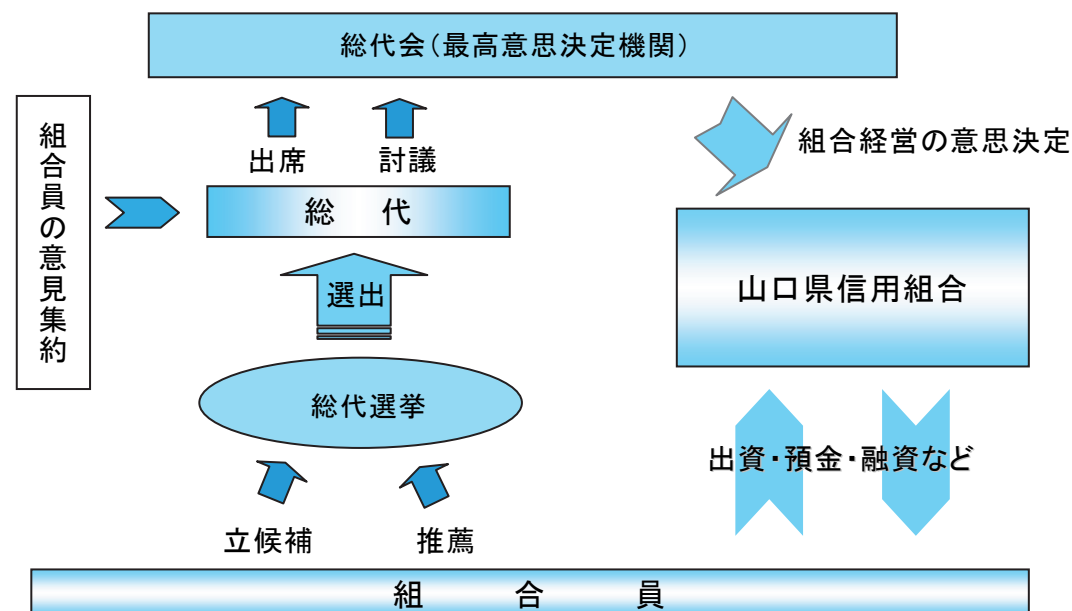
4 総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員 6,137 名（平成 28 年 3 月末現在）と多く、全組合員出席による「総会」の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

「総代会」は、「総会」と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、「総代会」は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、「総代会」を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、「総代会」に限定することなく、各本支店に＜窓口対応＞ご意見カードを備え置きし、目安箱も設置しております。また、電話などによるお客様の意見・要望の聴取対応として総務部お客様相談室を設けるなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代の選出方法、任期、定数

総代は、「総代会」での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、「定款」および「総代選挙規程」に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

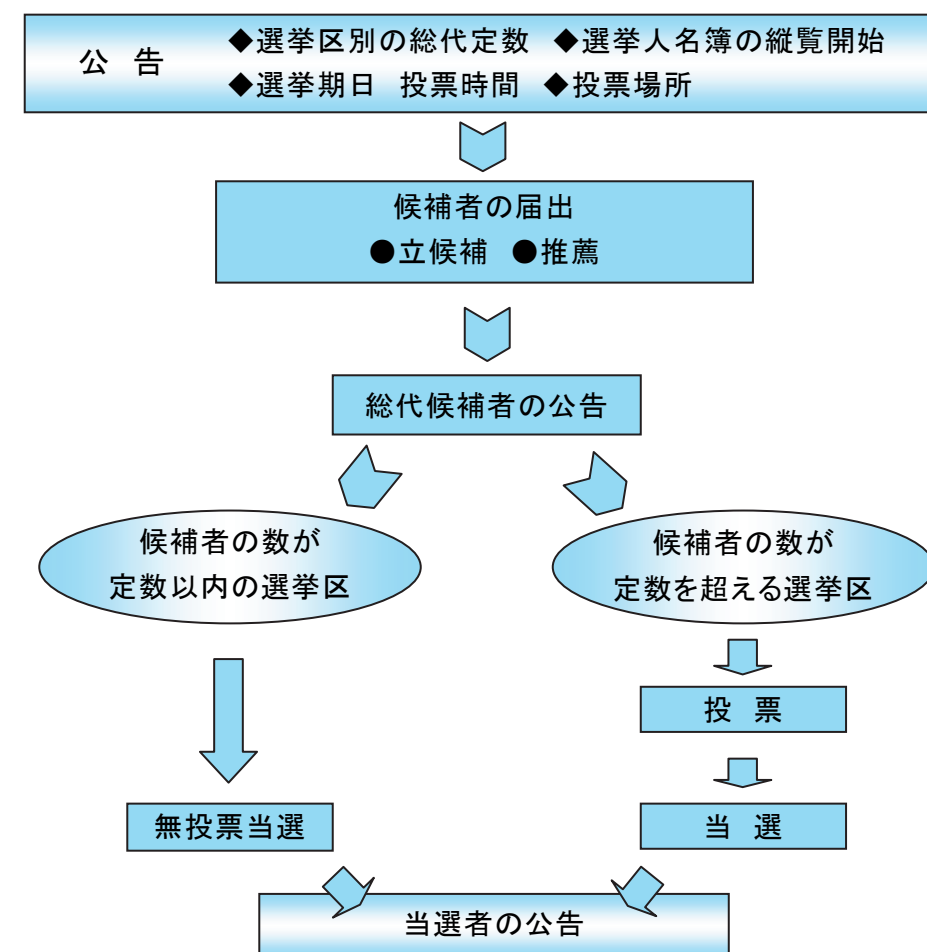
（１）総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として投票は行っておりません。

（２）総代の任期・定数

総代の任期は３年、定数は、110 名を超えない範囲としており、地区別の定数は、理事長が定める数としております。当組合は地区（選挙区）を本店地区・高千帆支店地区・厚狭支店地区の３つの区に分け、総代の選出を行っております。

■総代選挙までの手続き



総代会の決議事項

第 65 期通常総代会を、平成 28 年 6 月 27 日午後 3 時 30 分より、山陽小野田市商工センターで開催いたしました。

- 報告事項
- (1) 第 65 期(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)事業報告
ならびに貸借対照表、損益計算書の内容報告の件
- (2) 監事の監査報告
- 決議事項
- 第 1 号議案 剰余金処分案に関する件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第 2 号議案 第 66 期(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)事業計画
および収支予算案承認に関する件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第 3 号議案 役員を選任に関する件（監事の任期満了に伴う改選）
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。また、被選任者は
全員が出席しており、いずれも就任を承諾されました。
- 第 4 号議案 退任役員に対する退職慰労金支給に関する件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第 5 号議案 組合員の除名に関する件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(平成 28 年 6 月 27 日現在)															50 音順：敬称略																																																																										
本店地区 (50 名)					高千帆支店地区 (24 名)					厚狭支店地区 (33 名)																																																																															
安部 寛二 ⑥	河田 隆 ⑥	福田 好孝 ⑤	池田 清隆 ⑥	堀 英俊 ③	麻野 達也 ⑥	末成 政義 ⑥	石川 輝之 ⑤	河野 信之 ⑥	藤井 晃 ③	上原 忠 ④	御手洗幸子 ⑥	栗屋 克登 ⑥	田辺 克規 ⑥	石部 常登 ⑥	神田 浩 ③	藤井 一郎 ⑥	植原 雅義 ⑥	三藤 浩二 ①	伊藤 實 ⑥	朝陽観光開発 ⑥	磯村 軍治 ⑥	木村 真 ③	藤原 哲 ⑥	植村 豪 ⑥	森本 哲夫 ③	梅本秀一郎 ⑥	豊田 弘光 ⑥	伊藤 博機 ④	國吉 志穂 ①	益富 秀行 ③	岡崎 善磨 ①	横溝 浩一 ④	大友 正信 ④	名和田 勝 ⑥	伊藤 学 ①	黒瀬 武 ⑥	松岡種十三 ⑥	龍スポークショウパル ⑥	横山 誠 ②	折居美津江 ⑥	花本 正之 ⑥	糸永 和俊 ③	佐々木正治 ⑤	松下 剛一 ④	河口都他枝 ⑥	川副 孝雄 ⑥	下瀬 豊晴 ⑥	白石 宏光 ⑥	白川 洋士 ⑥	新藤 勉 ⑥	駄阿 哲男 ⑥	民繁 正信 ⑥	田村 政子 ②	長谷川恵子 ③	服部 康男 ⑥	藤村 弘隆 ⑥	麻野 達也 ⑥	末成 政義 ⑥	栗屋 克登 ⑥	田辺 克規 ⑥	伊藤 實 ⑥	朝陽観光開発 ⑥	梅本秀一郎 ⑥	豊田 弘光 ⑥	大友 正信 ④	名和田 勝 ⑥	折居美津江 ⑥	花本 正之 ⑥	笠井 英治 ⑥	原 孝造 ⑤	河本 勇 ③	原田 住孝 ⑥	小河 澄人 ⑥	久永 俊雄 ⑥	小松 征一 ⑥	日高 義彦 ⑥	佐々木 等 ⑥	平中 政明 ④	佐々木雅史 ③	三浦 美充 ⑥	沢田 誠 ⑥	水上 隆男 ⑤	山陽プロパン ⑥	山崎 守 ⑥	静間 安 ⑥	㈲山本管業 ⑥	清水 淳史 ①	清水 浩三 ⑥	水津 昭雄 ⑤
○の中の数字は、山口県信用組合になってからの総代就任回数を示しております。																																																																																									

5 地域貢献

山口県信用組合は地元の中小零細事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細事業者や住民一人ひとりの顔が見えるキメ細やかな取引を基本としており、常に組合員の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

1. 融資を通じた地域貢献

◇貸出先数及び金額

地域の皆さまにご利用いただいている貸出金の状況は、平成 28 年 3 月末現在で次のとおりです。

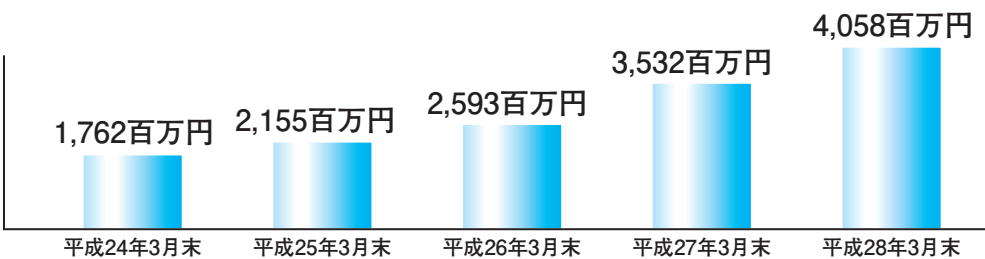
住宅ローンについては、特に力を入れて積極的に取り組んでおります。

	貸出先数・件数	金 額
事業資金	309 先	12,176
	(内 設備資金)	3,304
	(内 運転資金)	8,871
住宅ローン	326 件	4,058
消費者ローン	832 件	488



住宅ローン相談窓口

住宅ローンの推移



区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
(期末)	58.77%	62.99%	68.55%	68.40%	67.55%
(期中平残)	58.88%	58.11%	63.80%	66.84%	66.69%

※預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}} \times 100\%$ 前年比 △ 0.15%

◇地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、山口県や山陽小野田市、宇部市の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、平成 28 年 3 月末現在で 159 件、2,327 百万円のご利用をいただいております。

これらの地方自治体による制度融資は、中小企業の経営の安定強化を図るために、中小零細事業者の方が必要とされる事業資金の中で、民間金融機関では十分な融資を受けることが困難なものについて、県・市町村において、その量的・質的な補完を行う制度であり、県・市町村が預託する原資と当組合の資金とを協調して、当組合からの融資として資金を供給するものです。

「山口県中小企業制度融資」の概要

中小企業制度融資は、経営基盤強化資金、創業・新事業展開支援資金、小規模企業支援資金及び経営安定支援資金の4種に区分し、更に、資金使途や融資対象により、21種類の資金メニューとしています。中小企業制度融資を利用しようとする場合は、次の要件等を全て充たしている事が必要です。

①規模の制限

中小企業制度融資の対象となる中小企業の範囲は次表のとおりです。

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員数
製 造 業 等	3 億 円 以 下	300 人以下
卸 売 業	1 億 円 以 下	100 人以下
サ ー ビ ス 業	5 千 万 円 以 下	100 人以下
小 売 業	5 千 万 円 以 下	50 人以下

なお、次表の業種については、表中の資本の額等が適用されます。

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業	3 億 円 以 下	900 人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3 億 円 以 下	300 人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3 億 円 以 下	300 人以下
旅 館 業	5 千 万 円 以 下	200 人以下

②業種の制限

次の業種以外の業種が対象となります。

1. 農業
2. 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
3. 漁業
4. 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

※一部の業種によっては対象とならない場合があります。

③事業歴

県内に事業所を有し、6ヵ月以上継続して事業を行っていることが必要です。

（資金によっては要件を緩和し、新規開業等も対象としています。）

④資金使途の制限

事業資金であることが必要です。

ただし、転売用不動産の取得と見られるものなど、資金使途によっては対象とならない場合があります。

⑤その他

事業税（個人事業税、法人事業税）の滞納がないことや、信用保証協会に求償債務がない等の要件があります。

山口県中小企業制度融資

平成 28 年 4 月 1 日現在

資 金 名		融 資 限 度 額 千円	融 資 利 率 () は責任共有制度対象外の場合 年%		保証料率 年%	融 資 期 間 () は据置期間 年以内	
経 営 基 盤 強 化 資 金							
産 業 活 性 化 資 金		280,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年超 10 年以内 10 年超	1.9 (1.7) 2.0 (1.8) 2.2 (2.0)	0.34 ~ 1.76	運転 設備	5 (1 年) 15 (2 年)
		500,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年超 10 年以内 10 年超	2.2 (2.0) 2.3 (2.1) 2.5 (2.3)	0.34 ~ 1.76	運転 設備	5 (1 年) 20 (2 年)
再生可能エネルギー導入資金		280,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年超 10 年以内 10 年超	1.9 (1.7) 2.0 (1.8) 2.2 (2.0)	0.34 ~ 1.76	運転 設備	5 (1 年) 15 (2 年)
雇用創出支援資金		280,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年超 10 年以内 10 年超	1.9 (1.7) 2.0 (1.8) 2.2 (2.0)	0.34 ~ 1.76	運転 設備	5 (1 年) 15 (2 年)
若年者雇用促進資金		280,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年超	1.2 (1.0) 1.3 (1.1)	0.34 ~ 1.76	運転 設備	10 (2 年)
おいでませ山口 観光振興資金		280,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年超 10 年以内 10 年超	1.9 (1.7) 2.0 (1.8) 2.2 (2.0)	0.34 ~ 1.76	運転 設備	5 (1 年) 15 (2 年)
女性活躍応援資金		50,000 (運転 20,000 限度)	5 年以内 5 年超	1.9 (1.7) 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	運転 設備	5 (1 年) 10 (2 年)
事業円滑化資金		200,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年超 10 年以内 10 年超	2.4 (2.2) 2.6 (2.4) 2.7 (2.5)	0.34 ~ 1.76	運転 設備	5 (1 年) 15 (2 年)
組合事業資金		250,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年超	2.2 (2.0) 2.3 (2.1)	0.34 ~ 1.76	運転 設備	5 (6 月) 10 (1 年)
創業・新事業展開支援資金							
創業応援 資金	一 般 枠 (責任共有制度対象外資金)	30,000	5 年以内 5 年超	1.3 (1.0) 1.4 (1.1)	0.65		10 (1 年)
	再チャレンジ枠 (責任共有制度対象外資金)	10,000	5 年以内 5 年超	1.7 1.8	0.65		10 (1 年)
ベンチャー企業成長支援資金		50,000 (運転 20,000 限度)	5 年以内 5 年超	1.9 (1.7) 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	運転 設備	5 (1 年) 10 (2 年)
新事業展開等支援資金		100,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年超	1.9 (1.7) 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	運転 設備	5 (1 年) 10 (2 年)
海外ビジネス展開支援資金		10,000		1.9 (1.7)	0.34 ~ 1.76	運転	5 (1 年)
小規模企業支援資金							
小規模企業支援資金		25,000 (セーフティーネット5号対象者 80,000)	5 年以内 5 年超	1.9 (1.7) 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	運転 設備	10 (2 年)
小規模企業支援小口資金 〔責任共有制度対象外資金〕		12,500	5 年以内 5 年超	1.7 1.8	0.40 ~ 1.76	運転 設備	5 (6 月) 7 (6 月)
短期サポート資金		8,000 (不況業種 10,000、組合 48,000)		1.9 (1.7)	(0.34 ~ 1.76)	運転	6 月
経 営 安 定 支 援 資 金							
経 営 安 定 資 金		80,000	5 年以内 5 年超	1.9 (1.7) 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76		10 (2 年)
経 営 支 援 特 別 資 金		80,000	5 年以内 5 年超	1.9 (1.7) 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76		10 (2 年)
経営力強化支援資金 〔責任共有制度対象資金(原則)〕		280,000	5 年以内 5 年超	1.9 (1.7) 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	運転 設備	5 (1 年) 7 (1 年)
							保証付き既往借入金を借り換 える場合は 10 (1 年)

「山陽小野田市及び宇部市の中小企業制度融資」の概要

山陽小野田市及び宇部市の制度融資は、中小企業振興資金等下記の資金メニューを取り扱っております。

なお、これらの制度融資を利用する場合、次の要件を充たしていることが必要です。また、保証料については市が全額補助します。

- ①市内に1年以上居住し、かつ引き続き1年以上現事業の営業経歴が有ること。
(資金によっては要件を緩和し、新規事業等も対象)
- ②融資を受けようとする会社(代表者を含む)または個人が市税等を完納していること。
- ③中小企業者または小規模企業者(従業員20人以下、但し商業・サービス業の場合は5人以下)であること。

山陽小野田市中小企業制度融資

平成28年4月1日現在

資 金 名	融資限度額 千 円	融資利率 年 %	保証料率 年 %	融資期間(年以内) () 内は据置期間
中 小 企 業 振 興 資 金	10,000	1.9	0.45 ~ 1.90	運転 7 (3月) 設備 7 (6月)
独 立 開 業 資 金	5,000	1.9	0.45 ~ 1.90	運転 7 (3月) 設備 7 (3月)
連鎖倒産防止対策資金	2,500	1.7	0.45 ~ 1.90	運転のみ 5 (3月)
中小企業大型店対策資金	運転 10,000 設備 30,000	1.9	0.45 ~ 1.90	運転 5 (3月) 設備 15 (6月)
工 場 設 置 資 金	50,000	2.2	-	10 (2年)

宇部市中小企業制度融資

平成28年4月1日現在

資 金 名	融資限度額 千 円	融資利率 年 %	保証料率 年 %	融資期間(年以内) () 内は据置期間
小 企 業 特 別 資 金	(普通資金) 12,500	1.8	信用保証協会 所定の率	長期運転 6 (6月)
	(開業資金) 10,000	1.8		設 備 10 (1月)
	(無担保無保証人資金) 12,500	1.8		短期運転 1
中小企業経営近代化資金	20,000	1.8		設 備 10 (1月)
中小企業事業所移転資金	30,000	1.8		設 備 12 (1月)

2. 取引先への支援状況等

「ビジネスローン」 の取扱状況

地域の中小零細事業者の繁栄をお手伝いするために、平成17年4月から信用評価の低い中小零細事業者のうち、潜在能力と事業継続の可能性が有る事業者への円滑な資金供給を行うことを目的とした「けんしんビジネスローン」を取り扱っており、平成28年3月末現在で76件、363百万円のご利用をいただいております。

本ローンは山口県信用保証協会との提携商品で、資金用途は運転資金とし、融資限度は1千万円まで融資期間は5年以内としております。

なお、商工会議所から所定の推薦を受けた事業者については別途、商工会議所推薦枠1千万円の特例も利用できます。

3. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

① 中小企業の経営支援に関する取組方針

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月31日に終了しましたが、当組合では、同法の施行以前からお客様からの貸出条件の変更等の相談にはお客様の実態に即して、積極的かつ柔軟に対応し、中小零細事業者に対するコンサルティング機能の発揮に全力で取組み、地域経済の活性化に努めてきたところであります。

同法の終了後においても、当組合のお客様への取組方針は従来と変わることなく、中小零細事業者や住民一人一人の顔が見えるキメ細やかな取引を基本に、次のとおり取り組んでまいります。

- お客様からの新規融資や貸出条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対しては、お客様が抱えている問題・課題を十分把握した上で、真摯に対応いたします。
- 他の金融機関からの借入をされているお客様から貸付条件の変更等について、お申込・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、該当する他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会等の関係機関との緊密な連携関係に努めてまいります。
- 貸付条件の変更等をされたお客様の進捗状況や貸付条件変更後に、経営改善努力を行われているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。



(平成27年11月)
日本政策金融公庫との中小企業支援に関する覚書締結

② 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合は、お客様のご要望により、外部専門家である認定経営革新等支援機関の税理士法人や提携先である中小企業診断士を通じて、経営相談や計画策定支援を行っております。

③ 中小企業の経営支援に関する取組状況

- a. 創業・新規事業開拓の支援
- b. 成長段階における支援
- c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

今後も認定経営革新等支援機関、税理士法人等と連携し、経営改善に向けての取り組みを行っていきます。事業再生支援取組先は15先です。



(平成27年9月)
中小企業再生支援協議会との勉強会開催

④ 地域活性化に関する取組状況

地域活性化の取組みとして、地元商工会議所・地元市町村・山口県信用保証協会との連携を強化するとともに、当組合の特質を活かし、各種制度融資の資金活用を図りながら、地域再生の推進に取り組んでおります。

また、中小企業診断士、認定経営革新等支援機関と連携し、地域の中小零細企業者の経営相談・

育成・支援に取組み、地域と一体となった地域経済の活性化に努めております。

なお、平成 27 年度の中小零細事業者及び住宅ローンご利用の皆様からの貸付条件の変更等に関する実績は次のとおりです。

期 間	件数	金 額
平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	164 件	2,516 百万円

ご返済等に関するご相談窓口

お問い合わせ場所	本店及び各支店（全営業店舗）	本部・経営改善支援対策室
受 付 日	当組合の営業日	当組合の営業日
受 付 時 間	午前 9 時～午後 3 時	午前 9 時～午後 3 時
受 付 方 法	最寄りの当組合 営業店へご来店ください	電話にて受付 0836-84-3300

4. 情報提供活動

- ・情報誌「ボン・ビバーン」（2 か月に一回発刊されます）
コンセプト
信用組合の理念である「相互扶助」を踏まえ、「出会い、ふれあい、助け合い」を通じて、人と人、人と地域の絆を育む情報誌です。
誌名の由来は、フランス語で「ボン＝楽しい」、「ビバーン＝いきいきとした」を意味しています。
店頭に備置き、また渉外担当者とお客様との話題提供ツールに活用しています。

- ・新たなスローガン決定

地域とともに新たな未来を

- ・FM サンサンきららのラジオコマーシャル放送開始
私どもの思いと新たなスローガンを発信しております。
是非聴いてみてください。

放送局周波数 8 9. 7 MHz
放送時間 通常一日 4 回（目安で日によって異なります。）

5. 〈窓口対応〉ご意見カードの備付け

当組合では、お客様からのご要望等にお応えするため、「ご意見カード」を作成し、「投書箱」を窓口を設置しております。信用組合業務に関してお困りの事や当組合へのご意見、ご要望がございましたら、ご遠慮なくお申し付けください

お客様各位

〈窓口対応〉ご意見カードのお願いについて

組合では、苦情・相談業務を充実させるために、〈窓口対応〉ご意見カードを作成いたしました。

お手元にごございますカードに、当店の窓口対応に対する素直なご意見・ご感想等、お寄せいただきたくお願い申し上げます。

また内容確認等のため、出来るだけお名前・ご住所をお書き添えてくださいますよう併せてお願い申し上げます。

なお、これに伴い、当組合の苦情・相談業務を、本部総務部でお受けすることも始めましたので、何かございましたらお気軽にお電話いただければと考えております。

今後ともお客様との出会い・ふれあいを大切にしていき、より良いサービスに努めてまいり所存でございます。

何卒、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

当組合の苦情・相談窓口 本部 総務部（本店二階）
TEL 0 8 3 6 - 8 4 - 3 3 0 0
（担当者：引藤、原野）

6. 社会・文化貢献活動

当組合は地元のための金融機関として、「地域社会の発展に貢献する」ことを経営理念に、地域行事への参加等、地域に密着した社会活動を展開しております。

◇地元のイベントや祭りへの参加



(平成 27 年 6 月) 地域貢献活動 クリーン大作戦



(平成 27 年 7 月) 小野田駅前七夕フェスティバル



(平成 27 年 9 月) しんくみの日週間 地域貢献活動として献血運動（職員 15 名参加）



◇寄付活動

○当組合は、(株)オリエントコーポレーションとの提携により、社会貢献機能を有するクレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱いを行っています。

このカードはピーターパンがデザインされたカードで、お客様の買い物などのカード利用代金の 0.5% を当組合が選定した子供たちの健全育成や難病の子供たちを支援する施設や団体に寄付しております。平成 27 年度も児童養護施設「小野田陽光園」に寄付しました。



(平成 27 年 9 月) しんくみの日週間 寄付（小野田陽光園）

7. その他

◇合併 15 周年記念日 平成 27 年 4 月 1 日



本店



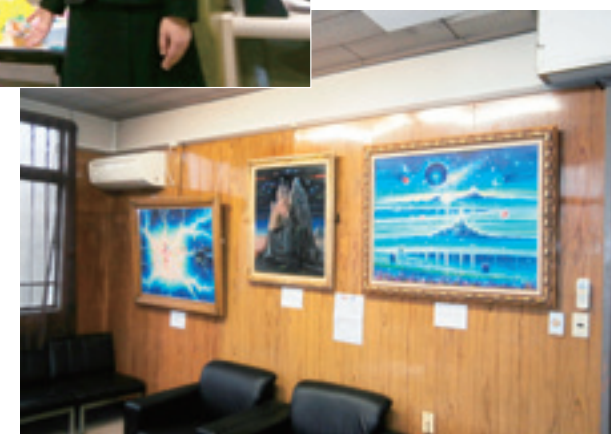
高千帆



制服一新



西宇部



厚狭 個展



(平成 28 年 2 月) 合併 15 周年記念 経営セミナー



6 地域密着型金融の取組状況（27年4月～28年3月）

当組合は協同組合組織金融機関として地域密着型金融を恒久的な枠組みにより、組合員皆様の事業振興と地域活性化等を目指して、以下の枠組みを推進してまいりました。

【経営支援 事例】

1. 項目	中小企業の経営支援
2. 支援ステージ	経営改善・事業再生
3. タイトル	過当競争による利益率悪化からの脱却
4. 動機（経緯）	公共事業減少など景気停滞時において、利益確保の仕組みができていない中で、借入金に頼った設備投資や安易な借入による借入負担の増加で、財務内容が悪化した。このような背景があり資金繰りが逼迫する状況下、経営者の事業意欲・経営改善意欲が高く、当組合も経営改善が見込めるとの判断から取組みに至った。
5. 取組み内容	○受注現場の情報収集 ○徹底した経費の見直し ○実行予算書の管理運用 ○人材育成 ○取引先との交渉を行い原価削減 ○定期的なモニタリングの実施
6. 外部専門家	中小企業診断士
7. 外部機関との連絡先	中小企業再生支援協議会
8. 成果（効果）	【相手方にとっての成果】 実行予算書の作成・検証を徹底することにより、工程管理・予算内消化など原価意識の向上となった。また、これらの取組みにより人材育成も徐々に進み、経営改善に繋がっている。 【当組合にとっての成果】 急激な改善は望めないが、代表者の経営改善意識が従業員にも伝わり、会社全体での改善意識の向上が見られ、着実な改善（債務者区分）が期待できる
9. 28年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題	【評価】 計画に基づき実施することで、債務者と取組み内容の共有が図られている。 【今後の課題】 業況の変化などに対して、早期の対応が行えるようにモニタリングの継続を通して債務者とより一層の情報ならびに意識の共有を図る。

取組み実績 経営改善支援等の取組み

期初債務者数 A					経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
	うち経営改善支援取組み先 α						
	α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	α のうち再生計画を策定した先数 δ				
90	15	0	15	15	16.6%	0.0%	100.0%

- (注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
2. 期初債務者数は、平成27年4月当初の債務者数です。
3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
4. 「aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数β」は、当期末の債務者区分が期末よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含みますが、βには含んでおりません。
5. 「aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数γ」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
6. 「aのうち再生計画を策定した先数δ」は、αのうち、中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

7 リスク管理体制、法令等遵守体制

金融システム改革の進展と共に、金融機関の業務は一段と多様化、複雑化する一方で、経営上のリスクも急速に増加しております。
今や、金融機関は、従来にも増して自己責任原則に基づく経営の実践が求められ、リスク管理体制の強化、法令等遵守（コンプライアンス）体制の整備・確立が最重要課題のひとつとなっております。
こうした状況を踏まえ、当組合は、経営の健全性を確保しつつ、お客様の多様な金融ニーズに応えるため、経営体制の強化に努めております。

◆リスク管理体制

金融機関が取扱う商品の範囲拡大や情報通信技術の発達に伴い、信用リスクや市場リスク・事務リスクなど金融機関が直面しているリスクは複雑化また多様化しております。これら業務に内在する各種リスクについて一元的に管理し、総体的に捉えて当組合の業務の健全性を確保するために、統合的なリスク管理体制の充実に努めております。

◎信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、堅実な貸出業務を推進するため、自己査定を厳正に実施し、その査定結果等を考慮した貸出審査業務を行っています。

また各種商品や財務分析等の研修を行い、職員の審査能力の一層の向上を図っております。

◎市場リスク管理

市場リスクとは、資産の健全性と収益性の向上のため、特に金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券等の価格変動がもたらす「価格変動リスク」に重点を置き、安定した収益の確保に努めております。

また経営の健全性を向上させることを目的とした ALM（資産・負債の総合管理）システムを導入しております。

◎流動性リスク管理

流動性リスク管理とは、資金繰りに支障をきたす場合や、有価証券を売却する場合に通常の価格で取り引きが出来ない場合等に金融機関が被るリスクのことです。

当組合では、資産・負債のバランスに絶えず留意し、支払準備資産の適正な管理に努めるなど、支払準備資金の確保を図っております。

◎事務リスク管理

事務リスクとは事務上のミスや不正により損失を被るリスクのことです。

当組合では、監査部による臨店検査、及び各営業店の店内検査を毎月実施することを義務付けるなど事務処理状況の検査・指導を行い、事務能力の向上に努めるなど、事故防止に万全を期しております。

◎システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等によるシステムの不備等や、コンピュータの不正使用により金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、平成8年からSKC（全信組共同オンライン）に加盟しておりますが、安全な運営が出来る体制の確保や、障害が発生した場合のバックアップの確保等の早期復旧が図れるように体制の整備に努めております。

◆法令等遵守体制

金融機関の社会的責任・公共性から、法令等遵守は当然のことながら経営の最重要課題として位置付け、コンプライアンスのあり方を示した「山口県信用組合行動綱領」、また業務の中で遵守すべき法令・ルールを記載した「コンプライアンス・マニュアル」を制定しました。このマニュアルを全役職員に配布し、研修や職場単位で実施する勉強会などで活用してコンプライアンスの周知徹底を図り、全員がルールを守ることを基本とする企業風土の確立に努めてまいります。

行動綱領

1.（信用組合の公共的使命）

当組合は、信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図ります。

2.（キメ細かい金融サービスの提供）

当組合は、地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮したきめ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献します。

3.（法令やルールの厳格な遵守）

当組合は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行います。

4.（地域社会とコミュニケーション）

当組合は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

5.（職員の人権の尊重等）

当組合は、職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。

6.（環境問題への取組み）

当組合は、資源の効率的な利用や、廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取組みます。

7.（社会貢献活動への取組み）

当組合は、信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会と共に歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取組みます。

8.（反社会的勢力との関係遮断）

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

また、金融自由化により、各種の金融商品が販売されるにつれて、販売や勧誘をめぐるトラブルが増えていることから、「金融商品の販売等に関する法律」が平成13年4月から施行されました。この法律は、金融サービスにおける利用者（お客様）の保護を充実し、公正かつ円滑な金融取引が行える環境を整備することを目的として制定されたものです。当組合は次の「勧誘方針」を定め、適切な勧誘に努めてまいります。

「金融商品に係る勧誘方針」

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
2. 当組合は、商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

「経営者保証への対応方針」

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表（平成25年12月5日）した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を自発的に尊重し、遵守します。

今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応し、お客さまとの継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

8 個人情報保護法について

個人情報保護法の全面施行に伴い、お客様の個人情報を厳格に管理し取扱うよう義務付けられました。当組合では、個人情報の利用目的を店頭に掲示し公表するとともに、個人情報保護宣言に基づき個人情報の適切な利用と厳正な管理に努めてまいります。

◆個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、社債業務等、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- お客様の安全及び財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること
- その他、お客様とのお取引を適切且つ円滑に履行するため

【機微情報にかかわる利用目的】

機微情報（政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう）、労働組合への加盟、人権及び民族、門地及び本籍他、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報）は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年金融庁告示第 67 号）に掲げる場合を除き、取得、利用又は第三者提供をいたしません。又、機微情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づき利用目的が限定されておりますので、同規則が定める利用目的以外では利用いたしません。

【個人信用情報にかかわる利用目的】

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

◆個人情報等保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合各店舗の窓口等に掲示（インターネット上のホームページにも掲載）することにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記 1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。

- (1)預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2)各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3)商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記 1. の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4. 個人データの委託

当組合は、上記 1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1)お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2)情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記 1. の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1)開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2)訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3)利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依

頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

(4)ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報等の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

総務部
Tel 0836-84-3300 Fax 0836-83-7100

以上

別紙

【個人情報保護に係る個人データの第三者提供先】

当組合は、お客様の個人データについて、以下の第三者へ個人データを提供しております。

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合本支店窓口にご連絡ください。

【個人データを提供する第三者】

全国信用協同組合連合会	独立行政法人 住宅金融支援機構	株式会社 商工組合中央金庫
株式会社 日本政策金融公庫	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	山口県信用保証協会
三菱UFJニコス 株式会社	株式会社 オリエントコーポレーション	株式会社 クレディセゾン
山陰信販 株式会社	全国しんくみ保証 株式会社	全国保証 株式会社
富国生命保険 相互会社	損害保険ジャパン日本興亜 株式会社	共栄火災海上保険 株式会社
アビリオ債権回収 株式会社	中総信債権回収 株式会社	オリックス債権回収 株式会社
小野田商工会議所	山陽商工会議所	宇部商工会議所
山陽小野田市	宇部市	中国ブロックしんくみ経営者協議会

- ◎利用目的
消費者ローン・住宅ローン・利子補給ローン等各種ローンの保証業務及び完済報告、与信事業にかかる代理貸付業務提携、与信事業にかかる当組合付保の保険提携、損害保険の窓販業務、債権譲渡にかかる業務、しんくみ経営者年金制度加入業務
- ◎提供情報の内容
氏名・住所・生年月日・電話番号・申込金額・返済期間・年収・勤務先・業種（職業）・家族状況・預金及び借入状況・性別・事業所名
- ◎提供手段
ローン申込書と同時に作成される保証申込書類、電磁媒体または書面による債務残高等の定期的な提供、保険代理業務の見積・提案書

以上

【個人データの第三者共同利用先】

当組合では、お客様の個人情報について、特定の者と個人データの共同利用はいたしておりません。

以上

別紙

個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的（個人番号を含む場合を除く）】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組合員資格の確認および管理のため
- その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【個人番号の利用目的】

- (1)お客様等（当組合の個人のお客様及び組合員をいう。以下同じ）に係る事務
 - ① 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
 - ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
 - ③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ④ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- (2)お客様等及び役職員等以外の個人に係る事務
 - ① 報酬・料金等の支払調書作成事務
 - ② 不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ③ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
- (3)役職員等（当組合の役職員並びにその配偶者及び扶養家族をいう。以下同じ）に係る事務
 - ① 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - ② 健康保険・厚生年金保険届出事務
 - ③ 雇用保険届出事務
 - ④ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - ⑤ 国民年金の第3号被保険者の届出事務

以上

（平成27年12月 改）

◆特定個人情報等基本方針

制定 平成27年12月1日

山口県信用組合は、その業務を行うにあたり、下記の方針にしたがって個人番号及び特定個人情報（以下併せて「特定個人情報等」といいます。）の適切な保護・利用に万全を尽くします。

1. 取得・利用・提供について

- (1)特定個人情報の取得は、業務上必要な範囲内で、適性かつ適法な手段により行います。
(2)特定個人情報等を取扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定します。
(3)特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報等を取扱いません。
(4)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報等を第三者に提供しません。

2. 利用目的の公表について

- 特定個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、適切な方法により通知し、または公表します。
※ 個人番号の利用目的については別紙をご参照ください。

3. 開示等の請求について

- (1)ご自身に係る保有個人データ（特定個人情報に係るものに限り、以下同じとします。）について開示のご請求があった場合には、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、ご本人に対して開示します。
(2)ご自身に係る保有個人データについて内容の訂正、追加または削除のご請求があった場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、必要な調査を行い、訂正等する場合には当該調査結果に基づき行います。
(3)ご自身に係る保有個人データについて利用の停止または消去あるいは第三者への提供の停止の請求があった場合において、その求めに正当な理由があることが判明したときは、当該保有個人データの利用停止等を行います。
* 開示請求等の手続については下段の「問い合わせ先」にご照会ください。

4. 安全管理措置について

- 特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」、特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」等の国が定める指針に基づき、必要かつ適切な措置を講じます。

5. 関係法令等の遵守について

- 特定個人情報等の取扱い（安全管理措置を含む）にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等関係法令、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」等の国が定める指針を遵守します。

6. 教育・研修の実施について

- 特定個人情報等の安全管理の徹底を図るため、役職員等に対して適切な教育・研修を定期的に実施します。

7. 点検・監査の実施について

- 特定個人情報等の取扱状況等について、定期的および随時の点検・監査を実施します。

8. 漏えい事案等への対応について

- 万一、特定個人情報等の漏えい等があった場合には、監督当局への報告、漏えい等の事実関係および再発防止策の公表、漏えい等の対象となったご本人への事実関係の通知等の措置を講じます。

9. 継続的改善への取組みについて

- 特定個人情報等の取扱い（安全管理措置を含む）については、必要に応じて見直しを行う等、継続的な改善に努めます。

【問い合わせ先】

- 特定個人情報等に関する問い合わせ先（苦情を含む）について

山口県信用組合 総務部 0836-84-3300（代表）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日等の信用組合休業日を除く） 午前9時～午後5時

（別紙）

当組合が業務上保有する個人番号の利用目的

当組合が個人番号を取り扱う事務の範囲は、以下のとおりとします。

(1)お客様等（当組合の個人のお客様および組合員）に係る事務

- ①出資配当金の支払いに関する法定調書作成・提供事務 ③金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務 ④非課税貯蓄制度等の適用に関する事務

(2)役職員等（当組合役職員並びにその配偶者及び扶養家族をいう）に係る事務

- ①給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務 ④労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
②健康保険・厚生年金保険届出事務 ⑤国民年金の第3号被保険者の届出事務
③雇用保険届出事務

(3)役職員等及びお客様等以外の個人に係る事務

- ①報酬・料金等の支払調書作成事務
②不動産の使用料等の支払調書作成事務
③不動産の譲受けの対価の支払調書作成事務

以 上

◆顧客保護等管理方針

1. お客様保護のための基本方針

- 当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとされる方（以下「お客さま」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様への説明について

- 当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3. お客様からのご相談・苦情等の対処について

- 当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

4. お客様の情報管理について

- (1)当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への情報提供を行いません。
(2)当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5. 経営者保証に依存しない一層の促進について

- 当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会（平成25年12月5日公表）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を自発的に尊重し、遵守します。
今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応し、お客さまとの継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めます。

6. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱いやお客様への対応について

- 当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。
なお、お客さまからのご相談・苦情等については、当組合の各営業店のほか、次のお問い合わせ窓口までお申し出下さい。

〔お問い合わせ窓口〕 山口県信用組合 総務部

Tel 0836-84-3300

Fax 0836-83-7100

9 キャッシュコーナーでの犯罪防止の取り組み

当組合では、お客様の大切なご預金をお守りするため、積極的にセキュリティの強化に取り組んでいます。

◆暗証番号の変更は、当組合の ATM で簡単に変更できます。

ATM で暗証番号の変更が随時に何回でも変更できます。「生年月日」、「電話番号」、「車のナンバー」、「自宅の番地」等の他人に推測されやすい暗証番号をお使いの場合には、速やかに変更されることをお勧めします。

◆当組合の ATM には「覗き見防止フィルター」と「後方確認ミラー」を取り付けています。

ATM の操作画面に「覗き見防止フィルター」を貼っており、操作内容が覗き見されないよう、ATM をガードしています。あわせて後方確認ミラーを取り付け、お客様の安全に取り組んでいます。

◆1 日の利用限度額の設定が行えます。

お客様の口座ごとに、1 日に引き出し限度額と振込限度額が 100 万円以内で設定することができます。詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。

◆偽造・盗難キャッシュカード被害への補償について。

当組合が定める規定に従い、被害に遭われたお客様に対して補償を行う制度を導入しております。詳しい内容は営業店窓口へお問い合わせください。

◆ATM コーナーへの盗撮用カメラに対する対応について。

当組合では、ATM コーナーに盗撮用カメラが取り付けられていないか、1 週間に 1 回点検し、お客様の安全に配慮しています。

【キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡先】

受付曜日	受付時間	連絡先電話番号	連絡先名称
平日	9：00～18：00	(各お取引先店電話番号) 0836-83-2563 0836-83-2413 0836-41-0888 0836-73-0010	(お取引店名) 本店営業部 高千帆支店 西宇部支店 厚狭支店
	上記以外の時間帯	047-498-0151	信組 ATM センター (自動機集中監視センター)
土日祝	0：00～24：00	047-498-0151	信組 ATM センター (自動機集中監視センター)

10 苦情処理措置・紛争解決措置について

金融分野におけるトラブルの早期解決を図る制度として金融 ADR 制度（裁判外紛争解決制度）が導入され、平成 22 年 10 月から指定信用事業等紛争解決機関との協定の締結が義務付けられました。

当組合では、このことを踏まえて苦情処理措置および紛争解決措置を設け、金融トラブルに対し、迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めています。

◆苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

〔窓口：総務部お客様相談室〕電話番号 0836 - 84 - 3300

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除きます。）

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますので営業店へお申し付け下さい。

◆紛争解決措置

広島弁護士会 仲裁センター （電話：082-225-1600）※事前に当組合相談室にご相談下さい。

東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記の総務部お客様相談室または下記窓口までお申し出下さい。

また、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

〔窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所〕

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除きます。）

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1（全国信用組合会館内）

11 新しい自己資本比率規制

◆新しい自己資本比率について

自己資本比率とは、金融機関の体力を示す指標であり、この比率が高いほど財務内容が健全で経営の安定度も高いといえます。自己資本比率の算定方法は、平成19年3月末から新BIS規制(バーゼルⅡ)が適用されたことに伴い、リスク計測の精緻化と信用リスク、市場リスクに加えてオペレーショナル・リスクが追加されました。25年度より新告示に基づきバーゼルⅢが適用され、自己資本の構成に関する事項において開示方法が変更されました。

◆自己資本の充実の状況について

(1)自己資本調達手段の概要

バーゼルⅢより、自己資本は「コア資本に係る基礎項目の額」から「コア資本に係る調整項目の額」を引いた金額となります。基礎項目とは、地域のお客様からお預かりしている出資金、期限付劣後ローン等が該当します。調整項目とは、損失吸収力に乏しいと判断される資産で無形固定資産、繰延税金資産等が該当します。なお平成27年度の調整項目残高は3百万円です。

(2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要

地域の皆様からの普通出資金と利益金の内部留保により自己資本の充実を図っております。平成28年3月末の自己資本額は2,040百万円であり、自己資本比率は国内基準の4%を上回る11.65%となっています。今後も、事業計画に基づいた業務を推進し適切な利益を計上することにより資本の増加を図ってまいります。

(3)信用リスク管理に関する項目

①リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の経営悪化等により、貸出金等の元金や利息の回収ができなくなり、金融機関が損失を被るリスクです。

当組合は、融資時の審査において融資先の経営状態を把握、返済財源の確保、並びに資金使途の確認などを確実に行うとともに、特定業種に偏ることのないよう徹底することにより信用リスクの回避に努め、また融資実行後においても融資先の定期的フォローアップを実施しています。これらのことは、「貸出事務取扱規程」・「信用リスク管理規程」等に定めて、役職員への理解と遵守を促し、信用リスク管理のための態勢を構築しています。

また、個別案件ごとの審査とは別に、自己責任原則のもと適正な資産の自己査定を実施しております。具体的には、一次査定を営業店、二次査定を審査部及び業務部、さらに当該部署から独立した監査部において最終査定を実施し、査定内容に厳正なチェックを行ったうえで、査定結果に基づく適正な貸倒引当金の計上を行い、健全性の確保に努めております。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、下記の格付機関を利用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関を使い分けることは行っておりません。

- ・日本格付研究所（JCR）
- ・格付投資情報センター（R & I）
- ・スタンダード&プアーズ社（S & P）
- ・ムーディーズ・ジャパン社（Moody's Japan）

(4)信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。なお、これらはあくまでも補完的な措置であり、融資については、経営者の資質、財務内容、経営環境、資金使途、返済財源等について、細心の注意を払いながら判断しています。また検討した結果、担保や保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明を行い、ご理解いただいたうえで契約するなどの適切な取扱いに努めています。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等ありますが、担保に関する手続きは、当組合が定める貸出事務取扱規程等により適切な事務の取扱いと、適正な評価・管理を行っています。また、取引先が期限の利益を喪失された場合には、与信取引の範囲において、貸出金等と預金を相殺する場合がありますが、当組合が定めている貸出事務取扱規程等により適切な取扱いに努めています。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連の預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

(5)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っておりません。

(7)オペレーショナル・リスクに関する項目

①リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、日常の業務の過程において、役職員の事務処理やシステムが不適切であること、または外生的な事象により金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合は、オペレーショナル・リスクについては、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含むリスクと考えており、それぞれのリスクについて管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めて、リスクを認識し、また計測、評価を行っています。これらのリスクに関しては、コンプライアンス定例会等におきまして、協議、検討するとともに、必要に応じて経営陣により理事会等へ報告する態勢としております。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

(8)銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式等にかかるリスクの認識については、時価評価等によるリスク計測によって把握するとともに、当組合が抱える市場リスク等の状況を定期的に理事会等へ報告しています。

非上場株式等に関しては、当組合が定める「有価証券運用基準」などに基づいた適正な運用・管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「償却・引当計上基準規定」、および日本公認会計士協会作成の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(9)銀行勘定における金利リスクに関する事項

- ①リスク管理の方針及び手続きの概要
- 金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合は定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講ずる態勢にしています。
- また、当組合では、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などを証券管理システムにより定期的に計測を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。なお計測の結果は理事会へ報告しています。
- ②内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要
- 金利リスク算定のための主な前提及びリスク計測の頻度は次のとおりです。

計 測 手 法		ラダー方式を採用
コ ア 預 金	対 象	流動性預金（当座・普通・貯蓄等）
	算 定 方 法	つぎの3つのうち、最小の額を上限とする
		①過去5年の最低残高
		②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
コ ア 預 金	満 期	③現残高の50%相当額
		5年以内（平均2.5年）
金 利 感 応 資 産 ・ 負 債		貸出金、有価証券、預け金、預金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金 利 シ ョ ッ ク 幅		99 パーセンタイル値または1 パーセンタイル値
リ ス ク 計 測 の 頻 度		四半期毎

(1)自己資本の構成に関する事項

項 目	平 成 26 年度		平 成 27 年度	
	経過措置による不列入額		経過措置による不列入額	
コア資本に係る基礎項目（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,158		2,043	
うち、出資金及び資本剰余金の額	313		813	
うち、利益剰余金の額	854		922	
うち、外部流出予定額（△）	9		9	
うち、上記以外に該当するものの額	－		－	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	42		37	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	42		37	
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	315		280	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	1,516		2,043	
コア資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0	1	0	0
うち、のれんに係るものの額	－	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	1	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	1	5	2	3
適格引当金不足額	－	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－	－
前払年金費用の額	－	－	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－	－	－
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	－	－	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金のほか、適格旧資本調達手段として自己資本への算入が認められている期限付劣後ローンにより構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発 行 主 体	山口県信用組合	山口県信用組合	山口県信用組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資	非累積的永久優先出資	期限付劣後ローン
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 に 算 入 さ れ た 額	313 百万円	500 百万円	280 百万円
		※ 500 百万円のうち、250 百万円は優先出資金、250 百万円は資本準備金に計上しております。	
償 還 期 限 （ 償 還 日 ）	－	－	平成 36 年 2 月 20 日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	－	－	－

(単位:百万円)				
特定項目に係る15%基準超過額	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		1		3
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		1,514		2,040
リスク・アセット等（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額		15,940		16,629
資産（オン・バランス項目）	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	15,817		16,539
	うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	△ 144		△ 146
	うち、繰延税金資産	1		0
	うち、前払年金費用	5		3
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－		－
	うち、上記以外に該当するものの額	△ 151		△ 151
	オフ・バランス等取引項目	－		－
	CVA リスク相当額を8%で除して得た額	107		77
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		13		12
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		0		0
信用リスク・アセット調整額		896		867
オペレーショナル・リスク相当額調整額		－		－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		－		－
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		16,836		17,497
		8.99%		11.65%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

(2)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成 26 年度		平成 27 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	15,940	637	16,629	665
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	15,940	637	16,763	670
(i) ソブリン向け	238	9	395	5
(ii) 金融機関向け	1,156	46	1,291	51
(iii) 法人等向け	6,495	259	6,231	249
(iv) 中小企業等・個人向け	1,566	62	1,791	71
(v) 抵当権付住宅ローン	241	9	230	9
(vi) 不動産取得等事業向け	1,509	60	1,716	68
(vii) 三月以上延滞等	542	21	547	21
(viii) 出資等	376	15	644	25
出資等のエクスポージャー	376	15	644	25
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	100	4	252	10
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	110	4	110	4
(xi) その他	3,296	131	3,551	152
②証券化エクスポージャー	—	—	0	0
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	6	0	4	0
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 151	6	△ 151	△ 6
⑤CVA リスク相当額を 8 % で除して得た額	13	0	12	0
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	896	35	867	34
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	16,836	673	17,497	699

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額× 4 %
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが 150 % になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i) ～ (x) に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形・無形固定資産、信用保証協会等保証付等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞
粗利益（直近 3 年間のうち正の値の合計額）× 15 %
直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8 %

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額× 4 %

(3)信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（地域別・業種別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミット メント及びその他 のデリバティブ以 外のオフ・バラン ス取引		債 券		デリバティブ 取 引			
		26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度
国	内	28,215	28,729	118	86	3,393	3,488	－	－	930	955
国	外	602	401	－	－	602	401	－	－	－	－
地 域 別 合 計		28,818	29,131	118	86	3,996	3,889	－	－	930	955
製 造 業		1,971	2,248	29	27	502	806	－	－	－	48
農 業、 林 業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業		25	39	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業		3,964	3,726	49	35	－	－	－	－	79	176
電気・ガス・熱供給・水道業		513	309	－	－	513	309	－	－	－	－
情 報 通 信 業		215	212	－	－	200	200	－	－	－	－
運輸業、郵便業		662	604	－	－	100	100	－	－	－	－
卸売業、小売業		2,500	2,309	27	20	100	200	－	－	7	－
金融業、保険業		6,665	7,122	－	－	801	601	－	－	－	－
不 動 産 業		2,659	2,837	－	－	100	205	－	－	770	665
物 品 賃 貸 業		150	107	8	－	－	100	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		166	155	0	0	－	－	－	－	25	24
宿 泊 業		332	286	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業		544	510	－	－	－	－	－	－	0	0
生活関連サービス業、娯楽業		215	219	－	－	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療、 福 祉		73	88	－	－	－	－	－	－	－	－
その他のサービス		1,339	1,278	－	0	－	－	－	－	36	33
そ の 他 の 産 業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等		1,250	1,070	－	－	1,209	902	－	－	－	－
個 人		4,356	4,801	3	3	－	－	－	－	9	8
そ の 他		1,211	1,204	－	－	467	462	－	－	－	－
業 種 別 合 計		28,818	29,131	118	86	3,996	3,889	－	－	930	955

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には有形・無形固定資産等が含まれています。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 26 年度	18	23	－	－	42
	平成 27 年度	42	－	－	5	37
個別貸倒引当金	平成 26 年度	777	73	36	－	815
	平成 27 年度	815	26	47	－	794
合 計	平成 26 年度	796	97	36	－	857
	平成 27 年度	857	26	47	5	831

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 (単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
(地 域 別 合 計)										
製 造 業	285	262	－	3	22	－	262	266	－	－
農 業 、 林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	55	141	86	14	0	10	141	145	－	－
電 気 、 ガ ス 、 熱	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
供 給 、 水 道 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸 売 業 、 小 売 業	17	7	－	－	9	7	7	－	－	－
金 融 業 、 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	356	371	16	19	2	38	371	352	－	－
物 品 賃 貸 業	27	－	－	－	27	－	－	－	0	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教 育 、 学 習 支 援 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス	25	22	－	2	2	3	22	21	－	－
そ の 他 の 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	10	8	－	－	1	1	8	7	－	－
合 計	777	815	103	39	66	60	815	794	0	－

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成 26 年度		平成 27 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	－	1,889	－	1,556
1 0 %	－	3,912	－	3,545
2 0 %	100	5,866	100	6,560
3 5 %	－	688	－	657
5 0 %	1,414	648	1,618	680
7 5 %	－	2,202	－	2,477
1 0 0 %	801	11,266	704	10,605
1 5 0 %	－	282	－	327
2 5 0 %	－	116	－	116
1 2 5 0 %	－	－	－	－
合 計	2,316	26,873	2,424	26,527

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、C V A リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	551	380	57	46	－	－
① ソブリン向け	－	－	－	－	－	－
② 金融機関向け	－	－	－	－	－	－
③ 法人等向け	379	237	－	－	－	－
④ 中小企業等・個人向け	126	104	53	43	－	－
⑤ 抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－
⑥ 不動産取得等事業向け	10	10	－	－	－	－
⑦ 三月以上延滞等	－	－	1	1	－	－
⑧ 出資等	－	－	－	－	－	－
出資等のエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
⑨ その他	33	28	2	2	－	－

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（平成 18 年金融庁告示第 22 号）第 45 条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第 46 条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。
3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。具体的には信用保証協会等保証付等が含まれます。

(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(7)出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	276	276	459	459
非 上 場 株 式 等	112	－	112	－
合 計	388	276	571	459

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
売却益	48	－
売却損	－	－
償 却	－	－

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）にかかる売買損益は含まれておりません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
評価損益	74	3

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
評価損益	－	－

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

(8)金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利 ショックに対する損益・経済価値の増減額	101	90

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックはパーセンタイル値（保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額を算出する方法）を用いて金利リスクを算出しております。

12 役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）

理 事 長	（代表理事）	稲 田 匠 美	常勤監事	隅 正 敏
専務理事	（常 勤）	内 山 哲 男	員外監事	（非 常 勤） 伊 藤 紀 光
常務理事	（常 勤）	福 永 史 明	監 事	（非 常 勤） 銭 谷 義 則
理 事	（常 勤）	間 宮 哲 男	業 務 部 長	
理 事	（非 常 勤）	西 川 進 *		
理 事	（非 常 勤）	藤 田 敏 彦 *		

当組合は、職員出身者以外の理事（*印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

(平成 28 年 6 月 27 日現在)

13 報酬体系について

◆対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会で定められた報酬限度額
理 事	37,520	70,000
監 事	3,680	10,000
合 計	41,200	80,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律執行規則第15条紙様式第4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事7名、監事3名です。

注3. 上記以外に支払った役員賞与金、退職慰労金はありません。
なお役員退職慰労金は、理事2,700千円であります。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

◆対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成27年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退職した者を含めております。

注2. 「同等額」は、平成27年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職給与規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

14 組合員の推移

(単位：人)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
個 人	5,616	5,553	5,575	5,575	5,566
法 人	569	577	579	574	571
合 計	6,185	6,130	6,154	6,149	6,137

15 営業地区と店舗配置

(1) 営業地区

山陽小野田市・宇部市・美祢市・山口市（旧吉敷郡に限る）

(2) 店舗配置

現在の店舗配置は、次のとおり4店舗となっております。

店 舗 の 名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
本 部	山陽小野田市中央一丁目2番40号	(代) 0836-84-3300	0836-83-7100
本 店 営 業 部	同 上	(代) 0836-83-2563	0836-83-6900
高 千 帆 支 店	山陽小野田市日の出三丁目8番3号	(代) 0836-83-2413	0836-83-7588
西 宇 部 支 店	宇部市西宇部南三丁目2番28号	(代) 0836-41-0888	0836-41-0457
厚 狭 支 店	山陽小野田市厚狭一丁目2番22号	(代) 0836-73-0010	0836-72-2149

(3) 店舗外キャッシュコーナー（2出張所）

出張所の名称	所 在 地	A T M ご 利 用 時 間
ウエスタまるき中川店出張所	山陽小野田市中川二丁目6633番地1	平日9:30～18:00 土曜日9:30～17:00 日曜・祝日9:30～17:00
埴 生 出 張 所	山陽小野田市埴生（ドライブインみちしお横）	平日8:00～20:00 土曜日9:00～17:00 日曜・祝日9:00～17:00

キャッシュカードのご利用の皆さま(個人)全員！

セブン-イレブンでのご利用は **0円**

■セブン-イレブンATMご利用無料の時間帯

お引出し ご入金 残高照会		7:00	8:45	18:00	22:00
	月～金曜日	108円	0円	108円	108円
	土曜日	108円	0円	108円	108円
	日・祝日	108円	108円	108円	108円

①現金支払
②現金入金
③残高照会
利用手数料は

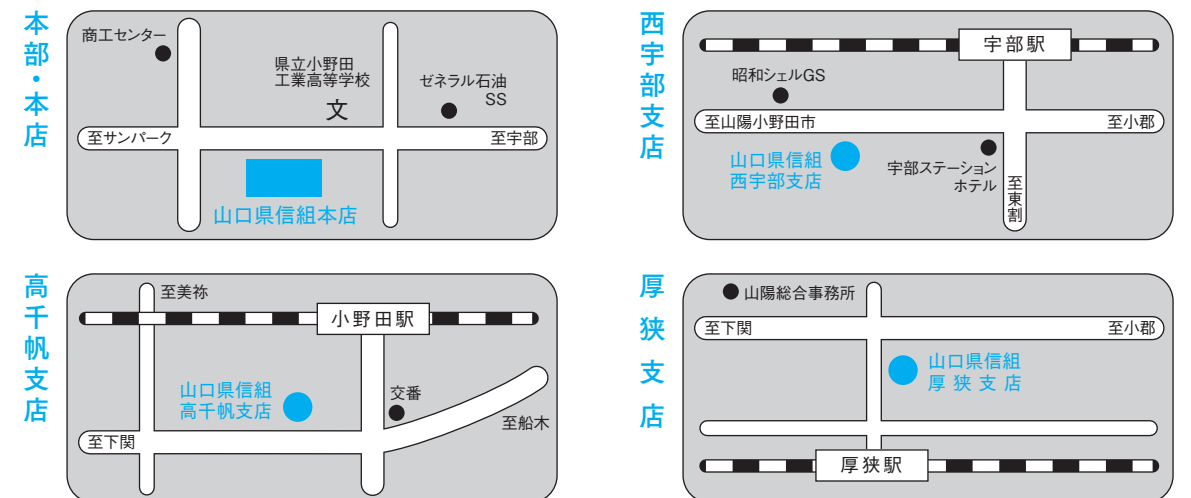
0円

有料となる時間帯も
ございます。

■残高照会は無料です。■時間帯外、日・祝日等のご利用は108円の手数料が必要です。

1年中、7時から22時までご利用いただけます。

◎本部・営業店舗の所在地



当組合設置ATMは全台ハンドセット方式を採用し、利便性の向上に努めております。

16 営業内容のあらまし

◆預 金・積 金

種 類		お預入期間	お預入金額	特 色
総 合 口 座		自 由	1 円以上	普通預金と定期預金・自動融資がセットになっており、資金を有利に運用しながら、いざというとき便利な預金です。 なお、自動融資は定期預金の90%（最高200万円までご利用いただけます）までです。
普 通 預 金		自 由	1 円以上	ご家庭のサイフ代わりにおつかいください。給与振込みや公共料金等の自動支払もできます。
無利息型普通預金（決済用預金）		自 由	1 円以上	「総合口座」「普通預金」と同じ機能を持ちお利息はつきませんが預金保険制度により全額保護されています。
貯 蓄 預 金		自 由	1 円以上	基準残高に応じて金利が変動し、定期預金なみの高利回りとなっております。
当 座 預 金		自 由	1 円以上	事業者の支払いに便利な小切手・手形を利用する預金です。
通 知 預 金		7 日以上	5,000 円以上	まとまった資金の短期運用に便利、お引出しは2日前までにご連絡ください。
納 税 準 備 預 金		入金は自由、お支払いは納税時	1 円以上	納税のための預金です。普通預金よりも利息が高く、また、お利息は非課税です。
定 期 預 金	スーパー定期	1 ヶ月～5 年	100 円～300 万円未満	まとまった資金を一番有利に運用する預金です。総合口座にセットすることができます。6 ヶ月毎に金利の変わる変動金利型もあります。
	スーパー定期	1 ヶ月～5 年	300 万円以上	
	大口定期	1 ヶ月～5 年	1,000 万円以上	
	期日指定定期	3 年	100 円～300 万円未満	
	変動金利定期	3 年	100 円以上	
積 立 定 期 預 金		1 年～5 年	100 円以上	(いつでも自由) 目標に向かって計画的かつ有利に積立できます。
定 期 積 金		1 年～5 年	100 円以上	毎月きまった金額を積立て、財産の貯蓄に便利です。

※預金等の保護について

金融機関が万一破綻した場合に、預金保険で保護される預金等の額は、「無利息、要求払い、決済サービスの提供」という3つの要件を全て満たす決済用預金に該当するものは全額、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等です。

預金等の分類		保護の範囲
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・貯蓄預金・通知預金・定期積金・納税準備預金等	元本1,000万円までとその利息等保護
外貨預金・譲渡性預金等		保護対象外

◆各種サービス

種 類	内 容
自 動 預 払 ATM	カード1枚でお引き出しができます。ATMは通帳でのお預け入れもできます。本店・高千帆支店・西宇部支店・厚狭支店及びウエスタまるき中川店・埴生（みちしお）の店舗外キャッシュコーナーでご利用できます。
デビットカードサービス	ジェイデビットのマークのある加盟店で、お手持ちのキャッシュカードによりお買い物の支払いができます。
キャッシュ・サービス	キャッシュカード1枚で、全国のMICS加盟金融機関及び郵便局またセブンイレブン等でお引き出しできます。
クレジットカード	ピーターパンカード、JCB、UFJニコス、DC、VISA等各种クレジットのお取扱い。
給 与 振 込	お給料、ボーナスの自動受け取り。
年 金 振 込	あなたの年金が指定した口座に自動的に入金されます。
貸 金 庫	重要書類、貴重品等を安全にお守りします。秘密保持も万全です。
夜 間 金 庫	お店の売上金の盗難防止に役立ちます。
自動支払いサービス	公共料金、税金、クレジット等の自動支払いです。
為 替 サ ー ビ ス	全国どこへでもスピーディーなお振込みができます。
株 式 等 払 い 込 み	会社設立、増資の払い込みのお取扱い。
でんさいネットサービス	手形・振込に代わる新しい資金決済サービスです。窓口でご相談下さい。
火 災 保 険 の 窓 販	住宅ローンに関連した長期火災保険の取扱いをしています。

◆個人ローン

種 類	資金のお使い道	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
住 宅 ロ ー ン	住宅の購入・新築・建替え・増改築・住宅予定地の購入・住宅資金の借換資金	10万円以上 6千万円以内	35年以内	土地・建物・保証人1名以上 (保証会社の保証の場合、保証人不要)
山陽小野田市 水洗便所改造資金	水洗便所改造資金 (山陽小野田市の斡旋者対象)	10万円以上で 市が指定した額	60ヵ月以内	担保・保証人不要
宇部市下水道 排水設備整備資金	下水道排水設備整備資金 (宇部市の斡旋者対象)	10万円以上 60万円以内	60ヵ月以内	保証会社の保証
フ リ ー ロ ー ン	ご自由 (事業性資金、旧償返済資金は除く)	10万円以上 300万円以内	7年以内	保証会社の保証
シルバーライフローン	ご自由 (事業性資金、旧償返済資金は除く)	10万円以上 100万円以内	5年以内	保証会社の保証
しんくみパートナーズ	個人事業者向け事業資金	50万円以上 500万円以内	5年以内	保証会社の保証
カ ー ド ロ ー ン	ご自由 (事業性資金、旧償返済資金は除く)	10万円以上 300万円以内	3年 原則として自動更新	保証会社の保証
リフォームローン	自宅の改築・改装資金	10万円以上 500万円以内	6ヵ月以上 10年以内	保証会社の保証
リフォームローン・ワイド	リフォーム関連資金・リフォーム資金に関するローンの借換資金	100万円以上 1千万円以内	6ヵ月以上 15年以内	保証会社の保証
カーライフローン	車両購入・修理・車検・運転免許取得資金	10万円以上 500万円以内	6ヵ月以上 7年以内	保証会社の保証
奨 学 ロ ー ン	入学金・授業料・アパート代等の費用	10万円以上 300万円以内	6ヵ月以上 9年以内	保証会社の保証
ス ー パ ー 30 (当 座 貸 越)	ご自由 (事業性資金、旧償返済資金は除く)	30万円以内	3年 原則として自動更新	保証会社の保証
ス ー パ ー 50 (当 座 貸 越)	ご自由 (事業性資金、旧償返済資金は除く)	50万円以内	3年 原則として自動更新	保証会社の保証
スーパーフリーローン	ご自由(旧借借換資金も利用可但し、事業性資金は除く)	10万円以上 300万円以内	6ヵ月以上 10年以内	保証会社の保証
スーパーquickローン	ご自由 (事業性資金、旧借借換資金も利用可)	10万円以上 100万円以内	6ヵ月以上 5年以内	保証会社の保証
スピードローン	ご自由 (事業性資金、旧借借換資金も利用可)	10万円以上 300万円以内	6ヵ月以上 7年以内	保証会社の保証
教育カードローン 「チャンス」	受験時・入学時・在学中に係る費用	300万円以内 ただし、受験費用に係る費用の場合は極度額を100万円	入学予定月9ヵ月前から就学者の卒業予定年月	保証会社の保証
国の教育ローン (日本政策金融公庫代理貸付)	学校教育法等に定める教育施設に入学・在学に要する費用	300万円以内	10年以内	(財)教育資金融資保証基金 または保証人1名

(注) 金利は各制度により異なり、また、金融情勢により変更されますので省略してあります。なお、詳細は窓口でご相談ください。

◆事業者向け融資

種 類	内 容
一 般 融 資	1. 手形割引……………一般商業手形の割引 2. 手形貸付……………運転資金等短期のご融資 3. 証書貸付……………設備資金等長期のご融資 4. 当座貸越……………一定の極度まで繰り返し自由にご利用可能
県・市制度融資	山口県、山陽小野田市、宇部市の各制度融資を取り扱っております。
代 理 貸 付	日本政策金融公庫、商工中金、全国信用協同組合連合会、中小企業基盤整備機構等の貸付け取扱い窓口として代理業務を取扱っております。

(注) 事業に必要な資金は、どんなことでもご相談ください。

17 手数料の一覧

◆主な手数料

振込	他行宛	電信扱い	3万円未満	648円	
			3万円以上	864円	
	当組合本支店宛		3万円未満	324円	
			3万円以上	540円	
	同一店舗		3万円未満	216円	
3万円以上			432円		
給与振込	当組合同一店舗・本支店宛	他行宛	3万円未満	648円	
			3万円以上	864円	
			3万円未満	324円	
他行宛	当組合本支店宛		3万円未満	108円	
			3万円以上	216円	
			同一店舗	無料	
取立	他行宛	貸出に係るもの 上記以外のもの		864円	
				648円	
			同一交換区域内の手形・小切手（本支店のものは除く）	216円	
その他	送金・振込組戻料（本支店間も含む）		1,080円		
	取立手形（組戻料・不渡返却料・店頭呈示料）		1,080円		
通帳・証書・キャッシュカード再発行手数料			（1件）	1,080円	
出資証券再発行手数料			（1枚）	1,080円	
自己宛小切手発行手数料			（1枚）	540円	
残高証明書発行手数料			所定のもの	（1通）	540円
			所定外のもの	（1通）	1,080円
支払利息証明書発行手数料			（1通）	1,080円	
預金・融資（履歴・明細）発行手数料			（1件）	540円	
各種調査資料作成手数料			（1枚）	540円（2枚目以降はプラス108円）	
当座小切手帳			（1冊：50枚）	864円	
約束手形帳			（1冊：50枚）	1,080円	
為替手形帳			（1冊：50枚）	1,080円	
普通・当座入金帳			（1冊）	1,080円	
マル専口座開設料			（1件）	3,240円	
マル専約束手形用紙			（1枚）	540円	
CD／ATM 他行間利用手数料				108円	
CD／ATM 延長時間帯および土曜日・日曜日・祝日利用手数料				108円	
株式・出資払込事務取扱手数料			（払込金額の3/1,000）×1.08		
返済予定表再発行手数料			（1件）	1,080円	
融資証明書発行手数料（住宅ローン以外）			（1通）	3,240円	
（住宅ローン）			（1通）	1,080円	
不動産担保取扱手数料（新規設定事務）3千万円以上			（1件）	54,000円	
"（"）1千万円以上			（1件）	32,400円	
"（"）1千万円未満			（1件）	16,200円	
"（追加設定事務）			（1件）	16,200円	
"（極度変更事務）			（1件）	16,200円	
"（順位変更事務）			（1件）	16,200円	
"（一部抹消事務（事業用不動産））			（1件）	16,200円	
住宅ローン返済条件変更等手数料（一部繰上返済）			（1件）	3,240円	
"（全額繰上返済）			（1件）	32,400円	
アパートローン返済条件変更等手数料（一部・全額繰上返済）			（1件）	5,400円	
各種貸出金の条件変更手数料			（1件）	10,800円	
貸金庫使用料			大型1年間 小型1年間	8,640円 5,400円	
夜間金庫使用料			使用料月額	6,480円	
窓口両替手数料			1枚～100枚	無料	
			101枚～200枚	108円	
			201枚～300枚	216円	
			301枚～400枚	324円	
			401枚～500枚	432円	
			501枚～600枚	540円	
			601枚～700枚	648円	
			701枚～800枚	756円	
			801枚～900枚	864円	
			901枚～1000枚	972円	
			1,001枚以上	1,080円	
両替持参手数料			50万円未満	1回につき	540円
			50万円以上	1回につき	864円
硬貨入金手数料			500枚以下	無料	
			501枚以上		324円

（上記の手数料には消費税を含んでいます）

資料編

独立監査人の監査報告書	
山口県信用組合 理事会 御中	平成28年5月25日
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤次男 ㊞ 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中原晃生 ㊞	
当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、山口県信用組合の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。	
計算書類等に対する経営者の責任 経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。	
監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。	
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。	
利害関係 組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。	
以上	

代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認	
私は当組合の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性・及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。	
平成28年6月28日	
山口県信用組合	
理事長 稲田 匠美 ㊞	

会計監査人による監査

「協同組合による金融事業に関する法律」（協金法）第5条の8第3項の規定に基づき有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

代表理事による適正性・有効性の確認

平成18年3月期以降の決算期に係るディスクロージャー誌に、代表理事が「直近の事業年度における財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨」を記載することになりました。

経 理 ・ 経 営 内 容

1. 貸借対照表

(単位：千円)

◆資産の部

科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
(資産の部)		
現 金	493,423	402,917
預 け 金	5,733,563	6,408,845
有 価 証 券	4,298,327	4,370,097
国 債	1,128,029	844,525
社 債	1,810,946	2,230,109
株 式	278,377	461,717
そ の 他 の 証 券	1,080,974	833,745
貸 出 金	18,088,348	17,886,150
割 引 手 形	444,956	353,798
手 形 貸 付	3,137,757	2,929,992
証 書 貸 付	13,320,134	13,528,181
当 座 貸 越	1,185,499	1,074,177
そ の 他 資 産	160,455	210,490
未 決 済 為 替 貸	1,200	1,205
全 信 組 連 出 資 金	110,000	110,000
未 収 収 益	32,181	26,813
そ の 他 の 資 産	17,073	72,470
有 形 固 定 資 産	231,907	225,817
建 物	74,262	67,989
土 地	114,606	114,606
その他の有形固定資産	43,039	43,222
無 形 固 定 資 産	2,448	2,096
ソ フ ト ウ ェ ア	564	212
その他の無形固定資産	1,883	1,883
繰 延 税 金 資 産	1,674	19,661
債 務 保 証 見 返	118,156	86,050
貸 倒 引 当 金	△ 857,627	△ 831,272
(うち個別貸倒引当金)	(△ 815,217)	(△ 794,174)
資 産 の 部 合 計	28,270,677	28,780,856

◆負債及び純資産の部

科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
(負債の部)		
預 金 積 金	26,443,736	26,475,772
当 座 預 金	115,754	98,117
普 通 預 金	7,727,503	7,943,645
貯 蓄 預 金	2,464,028	2,446,213
通 知 預 金	312,000	55,000
定 期 預 金	14,976,702	14,825,262
定 期 積 金	765,385	1,035,674
そ の 他 の 預 金	82,360	71,859
借 用 金	350,000	350,000
借 入 金	350,000	350,000
そ の 他 負 債	47,046	45,272
未 決 済 為 替 借	4,442	4,935
未 払 費 用	15,991	15,603
給 付 補 填 備 金	528	805
未 払 法 人 税 等	456	456
前 受 収 益	19,723	18,055
払 戻 未 済 金	1,095	375
そ の 他 の 負 債	4,808	5,041
賞 与 引 当 金	10,312	10,745
退 職 給 付 引 当 金	24,088	24,654
役員退職慰労引当金	10,031	7,331
偶 発 損 失 引 当 金	44,605	42,563
債 務 保 証	118,156	86,050
負 債 の 部 合 計	27,047,977	27,042,391
(純資産の部)		
出 資 金	313,050	563,514
普 通 出 資 金	313,050	313,514
優 先 出 資 金	－	250,000
資 本 剰 余 金	－	250,000
資 本 準 備 金	－	250,000
利 益 剰 余 金	854,948	922,093
利 益 準 備 金	229,659	249,659
そ の 他 利 益 剰 余 金	625,289	672,434
特 別 積 立 金	500,000	500,000
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	125,289	172,434
組 合 員 勘 定 合 計	1,167,998	1,735,608
その他有価証券評価差額金	54,701	2,856
評価・換算差額等合計	54,701	2,856
純 資 産 の 部 合 計	1,222,700	1,738,464
負債及び純資産の部合計	28,270,677	28,780,856

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。以下の各表における金額についても同様であります。

(貸借対照表の注記事項)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|-----------|
| 建物 | 3 年～ 50 年 |
| その他 | 3 年～ 30 年 |
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第 4 号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- また、正常先及び要注意先債権に係る信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を引当てしております。
6. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成 27 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	3 8 4 , 8 0 2 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	3 2 7 , 9 5 9 百万円
差引額	5 6 , 8 4 2 百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

(平成 26 年 4 月分～平成 27 年 3 月分) 0. 2 1 6 %

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 28,599 百万円及び別途積立金 85,442 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 17 年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金 4 百万円を費用処理しております。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、破綻懸念先以下の債権に係る信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

12. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 693 百万円

13. 有形固定資産の減価償却累計額 608 百万円

14. 貸出金のうち、破綻先債権額は 13 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

15. 貸出金のうち、延滞債権額は 2,016 百万円であります。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

16. 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権額は 1 百万円であります。

なお、3 か月以上延滞債権とは、元本又は利息支払いが約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 24 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 2,055 百万円であります。

なお、14. から 18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、パソコン・ファクシミリ・複写機について、リース契約により使用しています。

20. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、353 百万円であります。

21. 公金取扱い、手形交換取引のために預け金 1 百万円を担保提供しております。

上記のほか、為替取引、全国信用組合保障基金及び全国信用協同組合連合会との当座貸越契約のために預け金 1,382 百万円を担保として提供しておりますが、これらに対応する債務はありません。

22. 出資 1 口当たりの純資産額は 1,974 円 92 銭です。

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクにさらされております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクにさらされております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、貸出事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合では、一定の金利ショックを想定した場合の金融商品の金利リスクの計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などを管理システムにより定期的に計測を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。なお、計測の結果は理事会へ報告しています。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式は、純投資目的又は事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間１年、過去５年の観測期間で計測される 99 パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の 99 パーセンタイル値を用いた経済価値は 90 百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
（１）預け金（*1）	6,408	6,427	18
（２）有価証券	4,367	4,375	7
満期保有目的の債券	1,107	1,115	7
その他有価証券	3,260	3,260	—
（３）貸出金（*1）	17,886		
貸倒引当金（*2）	△ 830		
	17,055	17,748	693
金融資産計	27,831	28,551	719
（１）預金積金（*1）	26,475	26,505	29
（２）借入金（*1）	350	350	—
金融負債計	26,825	26,855	29

（*1）預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注 1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

（１）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

（２）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、25. から 28. に記載しております。

（３）貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① ６カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP 等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

（１）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR）で割り引いた価額を時価とみなしてしております。

（２）借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

（注 2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	2

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。以下 27. まで同様であります。

（１）売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

（２）満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	807 百万円	830 百万円	22 百万円
その他	100	105	5
小 計	907	935	28

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	199 百万円	179 百万円	△ 20 百万円
小 計	199	179	△ 20
合 計	1,107	1,115	7

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に該当する有価証券はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	232 百万円	216 百万円	16 百万円
債 券	1,763	1,706	57
国 債	844	801	43
社 債	919	904	14
そ の 他	422	415	7
小 計	2,418	2,338	80

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	226 百万円	265 百万円	△ 38 百万円
債 券	303	304	△ 1
社 債	303	304	△ 1
そ の 他	310	347	△ 36
小 計	841	918	△ 76
合 計	3,260	3,256	3

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額はありません。また、時価が「著しく下落した」と判定するための基準は、取得原価に対する当事業年度末における時価の下落率が50%以上である場合には著しい下落であると判定し、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、信用状況ならびに時価の推移を検討し、判定しております。

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却価額 515 百万円 売却益 15 百万円 売却損 ― 百万円

28. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債 券	299 百万円	1,110 百万円	1,663 百万円	― 百万円
国 債	―	―	844	―
社 債	299	1,110	819	―
そ の 他	200	241	―	22
合 計	500	1,352	1,663	22

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,804 百万円であり、全ての契約が原契約期間1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 1. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	207 百万円
税務上の繰越欠損金	109 百万円
減価償却限度額超過額	20 百万円
偶発損失引当金	11 百万円
その他	20 百万円
繰延税金資産小計	369 百万円
評価性引当額	△ 348 百万円
繰延税金資産合計	20 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1 百万円
繰延税金負債合計	1 百万円
繰延税金資産（負債）の純額	19 百万円

以 上

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
経 常 収 益	630,990	541,557
資 金 運 用 収 益	513,407	490,028
貸 出 金 利 息	409,515	407,449
預 け 金 利 息	19,243	15,808
有価証券利息配当金	80,247	62,370
その他の受入利息	4,402	4,400
役 務 取 引 等 収 益	27,310	27,410
受入為替手数料	16,311	15,799
その他の役務収益	10,999	11,610
そ の 他 業 務 収 益	38,456	20,346
国債等債券売却益	36,450	15,020
その他の業務収益	2,006	5,326
そ の 他 経 常 収 益	51,815	3,772
償却債権取立益	365	593
株 式 等 売 却 益	48,831	－
その他の経常収益	2,619	3,178
経 常 費 用	549,668	463,187
資 金 調 達 費 用	34,892	37,823
預 金 利 息	29,180	31,921
給付補填備金繰入額	462	637
借 用 金 利 息	5,250	5,264
役 務 取 引 等 費 用	30,444	32,520
支払為替手数料	5,019	4,956
その他の役務費用	25,424	27,564
そ の 他 業 務 費 用	－	26
そ の 他 の 業 務 費 用	－	26
経 費	379,477	371,092
人 件 費	245,691	244,929
物 件 費	128,662	120,914
税 金	5,123	5,248
そ の 他 経 常 費 用	104,854	21,723
貸倒引当金繰入額	97,265	21,066
貸 出 金 償 却	310	－
その他の経常費用	7,278	657
経 常 利 益	81,322	78,370

科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
特 別 損 失	304	306
固定資産処分損	304	306
税引前当期純利益	81,017	78,064
法人税、住民税及び事業税	456	456
法 人 税 等 調 整 額	△ 552	1,091
法 人 税 等 合 計	△ 95	1,547
当 期 純 利 益	81,113	76,516
繰越金(当期首残高)	44,176	95,918
当期末処分剰余金	125,289	172,434

(損益計算書の注記事項)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益 1 2 1 円 8 5 銭

以 上

3. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	125,289	172,434
積立金取崩額	－	－
剰余金処分量	29,371	59,495
利 益 準 備 金	20,000	50,000
普通出資配当金	9,371	9,363
	(年 3.0%の割合)	(年 3.0%の割合)
優先出資配当金	－	131
	－	(年 1.2%の割合)
役 員 賞 与 金	－	－
特 別 積 立 金	－	－
(うち経営安定積立金)	(－)	(－)
繰越金(当期末残高)	95,918	112,939

4. 粗 利 益

(単位：千円)

科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
資 金 運 用 収 益	513,407	490,028
資 金 調 達 費 用	34,892	37,823
資 金 運 用 収 支	478,515	452,205
役 務 取 引 等 収 益	27,310	27,410
役 務 取 引 等 費 用	30,444	32,520
役 務 取 引 等 収 支	△ 3,133	△ 5,110
そ の 他 業 務 収 益	38,456	20,346
そ の 他 業 務 費 用	－	26
そ の 他 業 務 収 支	38,456	20,320
業 務 粗 利 益	513,838	467,414
業 務 粗 利 益 率	1.82%	1.63%

(注) 1. 資金調達費用は、金銭信託等運用見合費用を控除して表示しております。

2. 業務粗利率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

5. 業務純益

(単位：千円)

科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
業 務 純 益	110,644	101,633

9. 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経 常 収 益	619,474	600,842	574,038	630,990	541,557
経常利益(又は経常損失)	△125,998	32,730	34,406	81,322	78,370
当期純利益(又は当期純損失)	△119,325	21,176	26,116	81,113	76,516
預 金 積 金 残 高	27,794,084	26,323,772	25,366,482	26,443,736	26,475,772
貸 出 金 残 高	16,337,211	16,582,399	17,390,864	18,088,348	17,886,150
有 価 証 券 残 高	2,958,043	2,825,691	3,962,721	4,298,327	4,370,097
総 資 産 額	29,242,885	27,993,303	27,113,923	28,270,677	28,780,856
純 資 産 額	825,279	1,041,016	1,095,335	1,222,700	1,738,464
自己資本比率(単体)	9.77%	10.30%	8.79%	8.99%	11.65%
出 資 総 額	209,072	309,719	312,949	313,030	563,514
うち普通出資総額	209,072	309,719	312,949	313,030	313,514
うち優先出資総額	－	－	－	－	250,000
出 資 総 口 数	418,145口	619,438口	625,898口	626,101口	827,029口
うち普通出資口数	418,145口	619,438口	625,898口	626,101口	627,029口
うち優先出資口数	－	－	－	－	200,000口
出資に対する配当金	6,268	7,351	9,321	9,371	9,495
うち普通出資配当金	6,268	7,351	9,321	9,371	9,363
うち優先出資配当金	－	－	－	－	131
職 員 数	45人	42人	41人	36人	37人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

6. 経費の内訳

(単位：千円)

科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
人 件 費	245,691	244,929
報 酬 給 料 手 当	202,223	200,701
賞与引当金純繰入額	279	－
退 職 給 付 費 用	16,611	16,577
社 会 保 険 料 等	26,576	27,650
物 件 費	128,662	120,914
事 務 費	63,733	64,688
固 定 資 産 費	20,806	20,256
事 業 費	10,711	10,909
人 事 厚 生 費	2,527	2,023
減 価 償 却 費	12,458	12,041
そ の 他	18,425	10,995
税 金	5,123	5,248
経 費 合 計	379,477	371,092

(注) 人件費は平成13年度より賞与引当金純繰入額を計上しております。

7. 役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
役 務 取 引 等 収 益	27,310	27,410
受入為替手数料	16,311	15,799
その他の受入手数料	10,999	11,610
その他の役務取引等収益	－	－
役 務 取 引 等 費 用	30,444	32,520
支払為替手数料	5,019	4,956
その他の支払手数料	14,120	12,592
その他の役務取引等費用	11,304	14,971

8. 受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
受 取 利 息 の 増 減	△ 8,845	△ 2,066
支 払 利 息 の 増 減	△ 6,888	△ 32,379

10. 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資金運用勘定	26 年度	28,080 百万円	513,407 千円	1.82 %	
	27 年度	28,665	490,028	1.70	
	う ち 貸 出 金	26 年度	17,594	409,515	2.32
		27 年度	17,888	417,449	2.27
	う ち 預 け 金	26 年度	6,227	19,243	0.30
		27 年度	6,278	15,808	0.25
	う ち 金融機関貸付等	26 年度	－	－	－
		27 年度	－	－	－
	う ち 有 価 証 券	26 年度	4,148	80,247	1.93
		27 年度	4,388	62,370	1.42
資金調達勘定	26 年度	26,670	34,892	0.13	
	27 年度	27,173	37,823	0.13	
	う ち 預金積 金	26 年度	26,319	29,642	0.11
		27 年度	26,822	32,558	0.12
	う ち 譲渡性預金	26 年度	－	－	－
		27 年度	－	－	－
	う ち 借 用 金	26 年度	350	5,250	1.50
		27 年度	350	5,264	1.50

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（平成 26 年度 9 百万円、平成 27 年度 8 百万円）を控除して表示してあります。

11. 先物取引の時価情報

取扱いはありません。

12. オフバランス取引の状況

金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替取引、その他金融派生商品等の取扱いはありません。

13. 総資金利鞘等 (単位：%)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度
資金運用利回（a）	1.82	1.70
資金調達原価率（b）	1.55	1.50
資金利鞘（a－b）	0.27	0.20

14. 総資産利益率 (単位：%)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度
総資産経常利益率	0.29	0.27
総資産当期純利益率	0.28	0.26

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝ $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

15. その他業務利益の内訳 (単位：千円)

科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
そ の 他 業 務 収 益	38,456	20,346
国債等債券償還益	—	—
国債等債券売却益	36,450	15,020
その他の業務収益	2,006	5,326
そ の 他 業 務 費 用	—	26
国債等債券償還損	—	—
国債等債券売却損	—	—
その他の業務費用	—	26
そ の 他 業 務 利 益	38,456	20,320

16. 有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価および評価損益 (単位：千円)

項 目		取得価格または契約価格	時 価	評価損益
有価証券	26 年度	4,223,495	4,331,912	108,416
	27 年度	4,366,190	4,354,448	11,742
金銭の信託	26 年度	－	－	－
	27 年度	－	－	－
デリバティブ 等 商 品	26 年度	－	－	－
	27 年度	－	－	－

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業 会計審議会：平成 11 年 1 月 22 日) に定める時価に基づいて表示して おります。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。
2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する 法律施行規則第 4 1 条第 1 項第 5 号に掲げる取引(金融先物取引、金 融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等) を組み合わせた商品です。

17. 1 店舗当たりの預金および貸出金残高 (単位：千円)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度
1 店舗当たりの預金残高	6,610,934	6,618,943
1 店舗当たりの貸出金残高	4,522,087	4,471,537

18. 職員 1 人当たりの預金および貸出金残高 (単位：千円)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度
職員 1 人当たりの預金残高	734,548	715,561
職員 1 人当たりの貸出金残高	502,454	483,409

19. 預貸率および預証率 (単位：%)

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度
預 貸 率	(期 末)	68.40	67.55
	(期中平均)	66.84	66.69
預 証 率	(期 末)	16.25	16.50
	(期中平均)	15.76	16.36

資 金 調 達

20. 預金種目別平均残高 (単位：千円、%)

種 目	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	10,839,529	41.2	10,854,570	40.5
定期性預金	15,392,517	58.5	15,911,716	59.3
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	87,820	0.3	55,804	0.2
合 計	26,319,867	100.0	26,822,090	100.0

21. 預金者別預金残高 (単位：千円、%)

種 目	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	21,293,306	80.5	21,207,228	80.1
法 人	5,150,429	19.5	5,268,543	19.9
一 般 法 人	4,774,081	18.1	4,902,996	18.5
金 融 機 関	349,676	1.3	348,682	1.3
公 金	26,672	0.1	16,865	0.1
合 計	26,443,736	100.0	26,475,772	100.0

22. 財形貯蓄残高 (単位：千円)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度
財 形 貯 蓄 残 高	21,534	22,810

23. 定期預金の固定・変動金利別残高 (単位：千円、%)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利定期預金	14,304,541	95.6	14,163,831	95.5
変動金利定期預金	672,161	4.4	661,431	4.5
そ の 他	—	—	—	—
合 計	14,976,702	100.0	14,825,262	100.0

資 金 運 用

24. 有価証券種類別平均残高 (単位：千円、%)

	区 分	金 額	構成比
	国 債	1,071,472	25.8
平成 26 年度	地 方 債	—	—
	社 債	1,665,624	40.1
	株 式	359,419	8.7
	外 国 証 券	696,394	16.8
	その他の証券	355,692	8.6
	合 計	4,148,603	100.0
平成 27 年度	国 債	1,058,165	24.1
	地 方 債	—	—
	社 債	1,968,387	44.9
	株 式	407,001	9.3
	外 国 証 券	501,558	11.4
	その他の証券	453,713	10.3
	合 計	4,388,827	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

25. 有価証券の種類別・残存期間別残高 (単位：千円)

	区 分	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	期間の定め の無いもの	種類別 合 計
	国 債	56,984	—	563,795	507,250	—	1,128,029
平成 26 年度	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	300,940	1,010,151	399,854	100,000	—	1,810,946
	株 式	—	—	—	—	278,377	278,377
	外国証券	200,199	402,319	—	—	—	602,518
	その他の証券	—	—	55,151	28,188	395,116	478,456
	合 計	558,123	1,412,470	1,018,801	635,438	673,493	4,298,327
平成 27 年度	国 債	—	—	844,525	—	—	844,525
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	299,770	1,210,935	719,403	—	—	2,230,109
	株 式	—	—	—	—	461,717	461,717
	外国証券	300,352	100,755	—	—	—	401,107
	その他の証券	—	40,430	—	22,576	369,632	432,638
	合 計	600,122	1,352,120	1,563,928	22,576	831,350	4,370,097

26. 貸出金種類別平均残高 (単位：千円,%)

科 目	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	425,663	2.4	335,689	1.9
手 形 貸 付	3,081,813	17.5	3,030,657	16.9
証 書 貸 付	12,770,802	72.6	13,450,498	75.2
当 座 貸 越	1,316,137	7.5	1,071,252	6.0
合 計	17,594,416	100.0	17,888,097	100.0

27. 貸出金固定金利・変動金利別残高 (単位：千円,%)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固 定 金 利	9,997,043	55.3	9,196,534	51.4
変 動 金 利	8,091,305	44.7	8,689,616	48.6
合 計	18,088,348	100.0	17,886,150	100.0

28. 貸出金業種別残高・構成比 (単位：千円,%)

	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	1,439,837	8.0	1,414,302	7.9
農 業、林 業	－	－	－	－
漁 業	930	0.0	916	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－
建 設 業	3,798,402	21.0	3,492,990	19.5
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－
情 報 通 信 業	14,800	0.1	12,304	0.1
運輸業、郵便業	562,441	3.1	504,124	2.8
卸売業、小売業	2,302,081	12.7	2,025,357	11.3
金融業、保険業	－	－	－	－
不 動 産 業	2,462,066	13.6	2,519,015	14.1
物 品 賃 貸 業	142,505	0.8	6,870	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	89,624	0.5	82,615	0.5
宿 泊 業	332,622	1.8	286,097	1.6
飲 食 業	538,492	3.0	478,012	2.7
生活関連サービス業、娯楽業	198,033	1.1	195,535	1.1
教育、学習支援業	－	－	－	－
医 療、福 祉	73,113	0.4	88,549	0.5
その他のサービス	1,121,450	6.2	1,069,839	6.0
その他の産業	－	－	－	－
小 計	13,076,402	72.3	12,176,530	68.1
国・地方公共団体等	40,300	0.2	167,777	0.9
個人(住宅消費・前払資金等)	4,971,646	27.5	5,541,842	31.0
合 計	18,088,348	100.0	17,886,150	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

29. 貸出金使途別残高 (単位：千円,%)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	10,675,630	59.0	8,329,937	67.0
設 備 資 金	7,412,718	41.0	4,099,185	33.0
合 計	18,088,348	100.0	12,429,122	100.0

30. 消費者ローン・住宅ローン残高 (単位：千円,%)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	626,595	15.1	488,903	10.8
住 宅 ロ ー ン	3,532,632	84.9	4,058,526	89.2
合 計	4,159,227	100.0	4,547,429	100.0

31. 貸倒引当金の内訳 (単位：千円)

項 目	平成 26 年度		平成 27 年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	42,410	23,716	37,098	△ 5,312
個別貸倒引当金	815,217	37,356	794,174	△ 21,043
合 計	857,627	61,072	831,272	△ 26,355

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当 勘定」に係る引当は行っておりません。

32. 貸出金および債務保証見返担保別残高 (単位：千円)

区 分		貸出金残高	債務保証見返額
当組合預金積金	26 年度	175,258	－
	27 年度	167,119	－
有 価 証 券	26 年度	－	－
	27 年度	－	－
動 産	26 年度	－	－
	27 年度	－	－
不 動 産	26 年度	4,746,757	－
	27 年度	5,397,217	－
信用保証協会 ・ 信用 保 険	26 年度	6,091,811	－
	27 年度	3,967,168	－
保 証	26 年度	6,901,813	118,156
	27 年度	8,221,386	86,050
信 用	26 年度	172,707	－
	27 年度	133,258	－
合 計	26 年度	18,088,348	118,156
	27 年度	17,886,150	86,050

(注) 「民間保証会社の保証付貸出」については、平成 26 年度までは「信用保証協会・信用保険」欄に計上していましたが、平成 27 年度より「保証」欄に計上しております。

33. 貸出金償却額 (単位：千円)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度
貸 出 金 償 却 額	310	0

(注) 平成 26 年度は、直接償却した金額から既に貸倒引当金として積立てた 36 百万円を除いております。

34. リスク管理債権および同債権に対する保全額 (単位：千円,%)

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度
リ ス ク 管 理 債 権 総 額 (A)		2,242,722	2,055,143
破 綻 先 債 権 総 額		23,887	13,676
延 滞 債 権 総 額		2,190,179	2,016,176
3 ヲ月以上延滞債権総額		2,244	1,048
貸 出 条 件 緩 和 債 権 総 額		26,412	24,243
担 保 ・ 保 証 等 (B)		1,408,919	1,225,356
貸 倒 引 当 金 (C)		826,500	798,758
保 全 額 合 計 (D) = (B) + (C)		2,235,419	2,024,114
担 保 ・ 保 証 等、引 当 金 に よ る 保 全 率 (D) / (A)		99.67	98.49
貸 倒 引 当 金 引 当 率 (C) / (A－B)		99.12	96.26

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。

2. 「延滞債権」とは、上記 1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。

3. 「3 ヲ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3 ヲ月以上延滞している貸出金（上記 1. および 2. を除く）です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記 1. ～ 3. を除く）です。

5. 「担保・保証等（B）」は、「リスク管理債権総額（A）」における自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。

6. 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

7. 「保全率（D） / （A）」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

35. 金融再生法開示債権および同債権に対する保全額 (単位：千円,%)

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		322,204	423,419
危 険 債 権		1,921,836	1,635,586
要 管 理 債 権		28,656	25,291
不 良 債 権 計 (A)		2,272,696	2,084,296
正 常 債 権		15,942,786	15,895,983
合 計		18,215,482	17,980,279
担 保 ・ 保 証 等 (B)		1,410,119	1,247,759
貸 倒 引 当 金 (C)		827,487	805,508
保 全 額 合 計 (D) = (B) + (C)		2,237,606	2,053,267
担 保 ・ 保 証 等、引 当 金 に よ る 保 全 率 (D) / (A)		98.45	98.51
貸 倒 引 当 金 引 当 率 (C) / (A－B)		95.93	96.29

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 「要管理債権」とは、「3 ヲ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

5. 「担保・保証等（B）」は「不良債権計（A）」における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

6. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

7. 金額は決算後（償却後）の計数です。

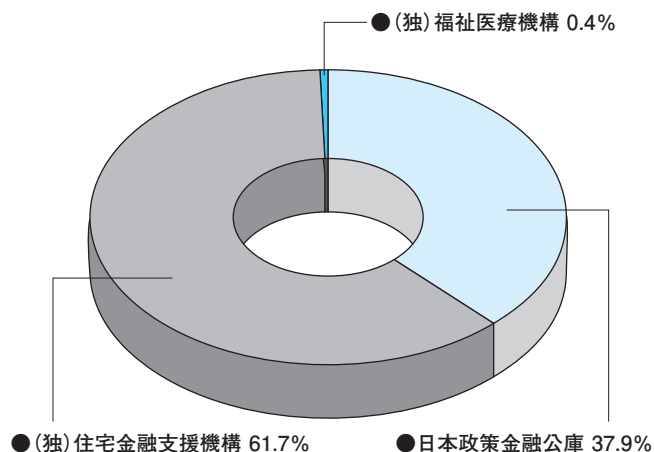
そ の 他 業 務

36. 代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度
全国信用協同組合連合会	—	—
(株)商工組合中央金庫	—	—
(株)日本政策金融公庫	249,769	184,949
(独)住宅金融支援機構	354,361	300,996
(独)福祉医療機構	2,698	2,216
そ の 他	1,366	—
合 計	608,194	488,162

平成 27 年度 公庫・機構等別貸出残高構成比



37. 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

項 目		平成 26 年度		平成 27 年度	
		件数	金額	件数	金額
送 金	他の金融機関向け	15,532	13,332	15,252	12,776
振 込	他の金融機関から	17,522	14,249	17,829	14,295
代 金	他の金融機関向け	311	161	335	206
取 立	他の金融機関から	272	240	203	160

40. 公共債引受額

取扱いはありません。

38. 外国為替取扱高

取扱いはありません。

41. 公共債窓販実績

取扱いはありません。

39. 外貨建資産残高

取扱いはありません。

42. 当組合の子会社

(平成 28 年 3 月末現在)

取扱いはありません。



本店営業部

〒756-0824
山陽小野田市中央一丁目2番40号
☎0836-83-2563(代)



高千帆支店

〒756-0091
山陽小野田市日の出三丁目8番3号
☎0836-83-2413(代)



西宇部支店

〒759-0208
宇部市西宇部南三丁目2番28号
☎0836-41-0888(代)



厚狹支店

〒757-0001
山陽小野田市厚狹一丁目2番22号
☎0836-73-0010(代)



地域とともに新たな未来を！

山口県信用組合

〒756-0824 山陽小野田市中央一丁目2番40号
☎0836-84-3300(代)
<http://www.yamaguchiken.shinkumi.jp/index.html>